

第1年次報告

(2025. 4. 1~12. 27)

資料集

2026年3月12日

泉南市
子どもの権利救済委員会

はじめに：この資料集をご覧いただくみなさまへ

泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)は、私たち子どもの権利救済委員会(以下「本委員会」)が果たすべき責務について、次のように定めています。

——「救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません。」(条例第15条第3項)

この報告資料集は、この責務に根差して、本委員会がどのような活動を第1年次(2025年4月1日～12月27日)に試みてきたかについて、報告しようとするものです。

この責務は、同条の第2項が定める市民等の権利——すなわち、子どももおとなもだれもが、子どもの権利について、救済委員会に相談し、または救済の申立てができる権利——を確かに受け止めるために、特に本委員会に課せられたものであると認識されます。

つまり本委員会は、子どもの権利に関する相談や申立てを広く市民等から受けることを通して、何よりも第一に子どもの最善の利益の実現をめざして、子どもを擁護し、子どもの代弁にあたり、さらに広く社会に子どもの最善の利益の実現を呼びかけていく、そうして条例が目的とする「子どもにやさしいまち」の実現に貢献しようとするものです。

そこで本委員会は、子どもを擁護・代弁して公的良心を喚起するという責務を果たすために、必要な調査を実施し、さらに必要ならば行政や学校等に対して是正勧告や制度改善の要請を行うこと、また必要ならばそれらを市民等に公表することができます(条例第16条)。

このように、本委員会は、子どもの人権・権利を守るために必要な調査等を、市民等の相談や申立てをもとに、行政や学校や家庭から独立した立場で実施する、公的第三者機関である——より簡潔には「子どもの人権機関」である——と、説明することができます。

国連は、このような「子どもの人権機関」の制度を子どもの権利条約に基づいて設置するよう、世界の国々や自治体に求めています。日本でも既に60余の自治体で設置され、こども基本法が施行された2023年以降、新たに設置しようとする自治体が増えています。

それだけに、このような「子どもの人権機関」は、それがどのような制度であるか、まだ日本の社会では、十分には知られていない現状にあるともいえます。

そこで、本委員会の第1年次では、私たち「子どもの権利救済委員会」がどのような制度なのか、子どもにもおとなにも市民等に広く知った頂くことが大切だと考えてきました。

またそのためには、本委員会の運営についても、可能な限り市民等から見えるものにしていくこと、つまり本委員会運営の可視化に努めることが重要だと考えてきました。

以上の観点から、この資料集を編集しました。子どもにもおとなにも出来るだけ多くの方々にご覧いただく中から、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、本委員会の制度がより広く共有され、より積極的に活用されることを願って、この資料集をお届けします。

2026年3月12日

泉南市子どもの権利救済委員会

もくじ
泉南市子どもの権利救済委員会 第1年次報告 資料集

はじめに：この資料集をご覧くださいみなさまへ

資料 1	子どもの権利救済委員会の運営に関する資料	1
1.	子どもの権利救済委員の就任にあたっての所感	2
2.	子どもの権利救済委員会議の開催と審議課題等	6
3.	子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱	19
4.	条例に基づく相談と救済申立ての受付に関する要領	24
5.	子どもの権利救済委員会における研究協議の開催	26
6.	泉南市子どもの権利条例委員会との協力(条例第16条第2項)	27
7.	11.20 子どもたちへのメッセージ	34
8.	独立性を担保するために必要な事務局の設置を求める要請	35
資料 2	条例に基づく救済申立てと調査等に関する資料	39
1.	条例第16条第1項第2号の救済申立て等に関する様式 (様式1) 泉南市子どもの権利に関する条例に基づく救済申立書 (様式2) 救済申立人に対する調査実施通知書 (様式3) 関係機関に対する調査実施通知書	40
2.	条例に基づく救済申立ての受付と調査等の実施(第1年次)	44
資料 3	条例に基づく予防的活動と相談受付に関する資料	45
1.	おとな対象の予防的活動「おとなと出会う」 (1) 校区人権推進協議会総会	46

- (2) 学校図書司書研修
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 教育委員会事務局管理職研修
- (5) 公立学校長等管理職研修会
- (6) 子どもにやさしいまちづくり学習会
- (7) 学校教職員研修会
- (8) 樽井地区福祉委員会
- (9) 泉南市区長会総会
- (10) くすのき幼稚園保護者研修
- (11) 子育て支援センター子育て講座

2. 子ども対象の予防的活動「子どもと出会う」 60

- (1) せんなん子ども会議
- (2) 夏休みの青少年センターと児童館
- (3) 2学期遊び広場
- (4) ジュニア図書司書
- (5) 市民交流センターまつり

3. リーフレット等による情報発信「みんなに伝える」 72

- (1) 子どもの権利救済委員会のリーフレット
- (2) KO-KENRI ニュースレター
- (3) 11月20日「子どもの権利の日」に寄せて
- (4) Facebook（子どもにやさしいまち）
- (5) WEB サイト
- (6) デジタルサイネージ
- (7) 人権作品展
- (8) 第1年次活動報告会(2026.3.22)開催案内

4. 電話・面談等による相談受付（第1年次） 95

5. 子どもの権利相談員の思いと願い 96

資料 4 泉南市子どもの権利に関する条例等 99

1. 泉南市子どもの権利に関する条例 100

2. 泉南市子どもの権利救済委員会規則 108

資料 1

子どもの権利救済委員会の運営に関する資料

資料 1 の 1. 子どもの権利救済委員の就任にあたっての所感

2025(令和 7)年 4 月 1 日、条例が定める子どもの権利救済委員のうち 2 名が、市長室にて市長および教育長からの辞令を受けました。また 5 月 1 日、同様にして残る 1 名の委員が辞令を受けました。3 委員は辞令交付に臨むにあたり、それぞれの思いや願いを文書にし、これを辞令を受けるに際して、市長・教育長に提出しました。

泉南市子どもの権利救済委員の就任にあたって

本日、泉南市子どもの権利に関する条例の改正により、泉南市に子どもの権利救済委員会が設置されることとなりました。

その設置者として市長および教育委員会から、本日、私は委嘱状を頂き、子どもの権利救済委員に就任することとなりました。

この就任にあたって、子どもの権利救済のための公的第三者機関の創設に尽力された市長に、改めて敬意を表しますとともに、この制度が真に、泉南市の子どもの最善の利益の実現に向けて、実効あるものとなっていきますために、とりわけ教育委員会に対して、特に次の二つのことをお伝えし、新たな希望の道筋を拓くべく、取り組みをお願いする次第です。

第一に、泉南市における子どもの権利救済委員会は、これまでの経過と現状のままでは、マイナスからの出発であるということです。

子どもの権利救済委員会は、地方自治法上の附属機関制度を活用した、子どもの権利のための公的第三者機関です。これと同様の子どものための公的第三者機関として、泉南市子どもの権利に関する条例に基づく子どもの権利条例委員会が、2012 年の条例制定とともに設置され、現在まで 12 年にわたって活動しています。この子どもの権利条例委員会の委員を私も務めて参りました。

ところが、2022 年 3 月の子どもの自死事案にかかわって、子どもの権利条例委員会が条例に基づく市長報告を同年 7 月に提出しようとした際、教育長名による 2 度にわたる公文書により、提出が阻止されました。市長が設置した公的第三者機関の報告書が教育長によって阻止され、公的第三者機関が機能不全に陥りました。が、その二つの公文書は未だに撤回もなく、行政が自ら設置した第三者機関を否定する前例として、今も残されています。

したがって、本日設置された子どもの権利救済委員会は、とりわけ教育委員会との関係において、子どもの権利条例委員会と同様の機能不全に陥る可能性をはらみつつ、出発することとなります。これでは、子どもの権利救済の積極的な機能を発揮することは困難です。

教育委員会におかれては、二つの公文書を速やかに撤回され、子どもの権利救済委員会の設置者として、自ら設置する第三者機関に対する独立性尊重義務および積極的協力援助義務を、真に履行するものであることを、改めて市民にお示し頂きたく、要請致します。

第二に、今申しました、教育長により提出が阻止された報告書は、2022 年 3 月の子どもの自死に対して、教育委員会が誠意をもって向き合うものとなっていない現状を指摘し、亡くなった子どもと真摯に向き合い、以て今を生きる多くの子どもたちの不安を受け止めるべく、子どもを含む市民に対する説明責任を果たすこと等を求めるものでした。

しかしながら、亡くなった子どもに真摯に向き合うこと、それを以て、残された多くの子どもと向き合い対話すること、そして広く市民への説明責任を果たすこと、そうして、子どもの権利を真に尊重することを基盤として、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考える教育行政を推進すること——これらは未だ、子どもたちをはじめ市民からは、見えるものとはなっていません。

私が本日よりお引き受けする、子どもの権利救済委員会は、2022年3月の子どもの自死によって、設置がかなえられたものです。この事実を、設置者となられた教育委員会は深く心に刻み、泉南市の全ての子どもの幸せのために、亡くなった子どもを追悼する思いと願いを持ち続ける中で、改めてご尽力いただくことを、心からお願いする次第です。

2025年4月1日

泉南市子どもの権利救済委員 吉永 省三

泉南市子どもの権利救済委員の就任にあたって

泉南市は、12年前に「子どもの権利に関する条例（以下、子どもの権利条例）」を制定されました。そして、この条例を基盤として子ども施策が実施されているかどうかを検証する「条例委員会」が設置され、私もその委員を務めさせていただきました。

2022年3月の中学1年生の自死は、子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまち（Child Friendly City）づくりをめざしてきた泉南市にとって、取り返しのつかない痛恨のできごとでした。

条例委員会ではできうるかぎり亡くなった子どもの足跡をたどり、当該子どもが子どもの権利条例を知り、子どもの権利を訴えて悪戦苦闘していた姿を知りました。詳しい調査は「泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会」に委ねられましたが、2024年5月28日の「第三者委員会報告」においても、当該子どもの自死は学校や社会に対する信頼や希望を失った結果の「絶望死」だと受け止めなければならないことが浮き彫りになりました。

当該子どもを自死に追いやってしまったことは、わたしたちの子どもへの権利条例への取り組みが厳しく問われることになりました。

当該子どもの無念と向き合い、追悼の意を表すには、条例委員会はもとより、泉南市、泉南市教育委員会、学校現場は、この問いをどう受け止め、何をなすべきか、真摯に取り組んでいくパートナーシップを築く以外に道はありません。

条例委員会は市長への年次報告において、これまで再三、子どもの権利救済制度の必要性を提言してきました。まことに残念なことではありますが、当該子どもの「自死を決意する」という、その生き様が、大きなパワーとなって、子どもの権利条例が改正されるに至り、そして本日、子どもの権利救済委員会の制度がスタートすることとなりました。

条例委員会は、条例の改正案、子どもの権利救済システム案についても年次報告で提言してきたところですが、その提言が全て活かされたわけではありません。子どもの権利救済を真に

実現しようとするには、なお議論が必要な重大な課題も残されています。

しかし、私は、当該子ども、そこに並び立つ泉南市の多くの子どもたちと連帯したいと考えて、微力ながらも、子どもの権利救済委員をお引き受けすることと致しました。

もとより、子どもの権利救済委員、子どもの権利相談員が選任されれば、子どもの権利救済が実現できる、というわけではありません。子どもの権利を基盤にするまちづくりをめざす泉南市、泉南市教育委員会、学校現場、加えて子どもの権利条例委員会、子どもの権利救済委員会が、子どもの権利条例を共通の基盤として、それぞれの責務を自覚し、内向きな姿勢に陥ることなく、信頼と希望に基づく、たゆまぬ対話を、構築していくことが求められていると考えます。

さらに重要なことは、「この信頼に基づく、たゆまぬ対話」が、すべての市民（もちろん、子どもも市民です）に開かれていること、市民の参加を保障する対話であること、だと考えます。

それゆえ、市民に開かれた子どもの権利救済委員会を、めざしたいと考えます。

泉南市の子どもの権利条例が掲げる「子どもにやさしいまち」を願う市民に支えられてこそ、子どもの権利救済の道が拓かれていくと考えるからです。

2025年4月1日

泉南市子どもの権利救済委員 田中 文子

※公表するにあたり、当初の文書に記載していた個人名は表記を変更しております。

泉南市子どもの権利救済委員の就任にあたって

私は、普段、和歌山市内で弁護士をしています。2011年に弁護士となりましたが、弁護士登録以来、子どもの権利委員会に所属し、子どもを取り巻く様々な課題に取り組んできました。

また、NPO法人子どもセンターるーもが運営する子どもシェルター（虐待や非行など様々な理由により居場所を失った子どもの緊急避難場所）の運営に携わっており、子どもシェルターにやってきてくれる子どもたちと日々関わっています。

これまでの経験の中で、子どもが直面するたくさんの困難を目の当たりにしてきました。誰にも相談できず、孤独に苦しんでいる多くの子どもたちがいました。子どものSOSとつながり、子どもの声を聴き、子どもを権利の主体として、子どもに寄り添った支援をしていくことが、私たち大人の重要な役割だと感じています。

もちろん、子どもたちと関わる日々は、つらく大変なことばかりではありません。子どもの話を聴き、一緒に悩み、考え、問題が良い方向に向かったとき、子どもに笑顔が戻る姿を見ることは本当に嬉しいことです。そして、次に向かって自分の人生を進んでいく子どもを見ることは、私自身がパワーをもらえる時間でもあります。

これからも、子どもたちの置かれている状況に苦しい気持ちになることもあると思いますが、子どもと周囲の大人たちと一緒に悩んだり、喜んだりしながら、自分のできごとをしていきたいと思う毎日です。

この度は、いじめによる悲しい自死事件を契機に、子どもの権利救済委員会が泉南市に設置されたとうかがいました。その責任の重さを感じておりますが、かけがえのない未来を奪われたご本人のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、二度とこのような悲劇が繰り返されないよう、微力ながら全力を尽くしたいと考えています。

どうぞよろしく願いいたします。

2025年5月1日

泉南市子どもの権利救済委員 伊藤 あすみ

資料 1 の 2. 子どもの権利救済委員会議の開催と審議課題等

泉南市子どもの権利救済委員会規則は、条例施行の手続きとして、救済委員の互選により代表委員、代表代行委員を定め(第 3 条)、代表委員の招集により会議を行うこと(第 4 条)などを定めています。これらに基づいて、本委員会は原則第一木曜日を会議日として設定し、第 1 年次(2025. 4. 1～12. 27)は 9 回の定例会議と 3 回の臨時会議を開催しました。

なお、具体的な事案等について検討を行う「研究協議」は別途に原則毎週木曜日に開催しました。⇒資料 1 の 5 参照。

開催日/参加者	主たる審議事項等
第 1 回会議 2025. 4. 1 吉永委員 田中委員 担当職員	(1) 泉南市子どもの権利救済委員会の制度運営に関する要綱について ⇒ 仮採択とし委員 3 名がそろそろ次回会議で改めて審議する。 (2) 準備期間(4 月～6 月末)における活動の概要と日程等について ① 条例第 16 条(職務事項) 関連 ② 条例第 17 条(市等の責務) 関連 ③ その他 (3) 初年度救済委員会の組織編成案について
第 2 回会議 2025. 5. 1 吉永委員 田中委員 伊藤委員 担当職員	(1) 代表委員および代表代行委員の選任について(規則第 3 条第 3 項) ⇒ 吉永委員を代表委員に、田中委員を代表代行委員に選任。 (2) 「泉南市子どもの権利救済委員会の制度運営に関する要綱」について ⇒ 別添のとおり採択する。 【後掲会議資料①】 (3) 制度運営要綱第 3 条第 4 項に基づくチーフ相談員の指名について (4) 本年度年次報告会(第 16 条第 3 項)の開催予定日について ⇒ 2026 年 3 月 21 日(土)または 22 日(日)の午後を予定する。 (5) 第 16 条第 1 項第 7 号に基づく予防的活動の展開について ・ 教育委員会及び学校等対象の予防的活動について ・ 市民等対象の予防的活動について ・ 予防的活動の主たる広報媒体「子どもにやさしいまち通信」について 【後掲会議資料②】
臨時会議 2025. 5. 8 吉永委員 田中委員 伊藤委員	(臨時会開催主旨) 第 2 回会議(5/1)で確認された「子どもにやさしいまち通信」第 1 号に関して泉南市から申入れがあり、その後の経過等をも踏まえ、本委員会の対応について、急遽 3 委員による臨時会議を持つこととした。 (1) 現状に対する課題提起として代表委員から次の認識が示された。 ① 本委員会の 3 委員はいずれも、「泉南市子どもの権利救済委員会」は子どもの権利のための公的第三者機関であって、子どもオンブズマン制度(あるいは子どもコミッショナー制度)と呼ばれる仕組みをめざすものであると理解・認識してきた。しかし今回の通信をめぐる事態では、特に泉南市から「子どもオンブズ」の通称を認めない、その「事務局」を位置づ

けることも認めないとの意向が示され、本制度の認識に大きな隔たりがあることに気づかされた。よって委員を務める立場としては、この経過と現状からは「泉南市子どもの権利救済委員会は、子どもオンブズマン等の通称を持つ公的第三者機関ではない」と行政側が認識していることに、留意せざるを得ない。

② このような本制度をめぐる認識の隔たりは、地方自治法上の附属機関制度に関する理解・認識の隔たりから生じていると考えられる。附属機関は、行政執行の公正化と民主化、専門的知識の導入を目的に設置されるものであって、それゆえ行政に対する一定の独立性と第三者性を発揮することによって、その目的を果たすことのできる制度である。ところが、泉南市の見解においては、あくまで行政執行機関に「付属する」ものであって、当該附属機関がその独立・第三者性の特質を以て市民等に意見表明等の発信を行う内容等は、事前に行政当局が把握すべきものであり、かつ当該附属機関がその発信を主体的に行うだけの自律性すなわち独立・第三者性は、行政当局の意向に反しない限りにおいて認められる、と認識されているかのようにも受け止められる。そして現に、3委員の合議により編集された通信ではあったが、発行前の通信それ自体が、執筆・編集の主体である委員会に断りなく子ども政策課から泉南市に提出され、代表委員が求めた通信の印刷等も受け容れられないという経過をたどっている。

③ もう一つ本制度をめぐる認識の隔たりは、条例に基づく制度運営に関する基本的な理解・認識の隔たりでもある。「子どもの権利救済委員会」が独立性を持つ公的第三者機関であるならば、その制度運営は、条例が定める目的や理念、原則に照らして、救済委員の合議によりなされる。その第三者機関としての合議を通して、制度運営上に必要な要綱や要領等を採択して仕組みを整えていくことになる。その中では委員の職務遂行の一環として、社会的な認知を広げるに必要な通称名の使用、庶務事項を扱う「事務局」の位置づけなど、子どもを含む市民等から見て分かりやすい、より創造的な制度運営の工夫が求められる。ところが現状においては本委員会の執筆・編集による通信が行政側の意向により発行できないなど、3委員の合議による制度運営が、実質的には成り立ちがたい状況となっている。

④ 本委員会の制度運営要綱案(4/1 仮採択)では、条例に基づいて、子どもの権利救済委員(子どもオンブズ)、子どもの権利相談員(スタッフ)、庶務担当(事務局)の3者から成る構成によって、公的第三者機関としての制度運営を担うものと構想されてきた(その概念図を通信にも記載)。しかしながら上の3点で見たように、本委員会が公的第三者機関には該当せず事務局も存在しないとなれば、3委員による本委員会が制度運営を積極的に担うことは極めて困難であると認識せざるを得ない。こうした現状においては、子ども政策課の実施事業として同課が制度運営に当たるものであると解することが妥当といえる。それに対して本委員会は、条例第15条第3項の責務に基づいて必要な助言やスーパーバイズに努めることを基本に、同第16条の職務を果たしていくことが妥当なものと同面においては考えら

	<p>れる。</p> <p>(2) 以上を受けて、次の諸課題について共通認識した。</p> <p>第一に、本委員会におけるこれまでの制度認識とこれに基づく制度運営の在り方については見直さざるを得ないこと、したがって第二に、現状においては「子どもの権利救済委員会」は子ども政策課の所掌事業として同課により制度運営がなされるものと理解することが妥当と考えられること、しかし第三に、現状を踏まえる中から「子どもの権利救済委員会」が真に子どもにとって必要かつ実効性を発揮できる公的第三者機関としての実質を備えるものとなるよう、泉南市と話し合っていく必要があること、そして第四に、条例第15条第3項により課せられた「子どもの権利救済委員」の責務に照らして同第16条の職務を各委員が具体的にどのように果たしていくか本委員会の主体的検討が必要であること。</p> <p>(3) 以上を踏まえ、当面の対処について協議、確認した。</p>
<p>第3回会議 2025.6.5 吉永委員 田中委員 伊藤委員</p>	<p>(1) 子どもの権利救済委員会運営要綱の見直しについて</p> <p>⇒ 5/8 臨時会議議の共通認識に基づき、5/1 採択の「泉南市子どもの権利救済委員会の制度運営に関する要綱」を「泉南市子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱」として、改めて委員協議が行われた。</p> <p>⇒ 要綱見直しの検討を次回にも引き続き行うこととした。</p>
<p>第4回会議 2025.7.3 吉永委員 田中委員 伊藤委員 担当職員</p>	<p>(1) 救済委員会運営要綱の見直しについて</p> <p>(2) 救済申立て受付の手続きその他関連事項について</p> <p>(3) 今後の予防的活動について</p> <p>⇒ 継続審議</p>
<p>臨時会議 2025.7.10 吉永委員 田中委員 伊藤委員</p>	<p>(臨時会開催主旨) 第4回会議の審議事項について引き続き審議を要した。</p> <p>(1) 救済委員会運営要綱の見直しについて</p> <p>(2) 救済申立て受付の手続きその他関連事項について</p> <p>(3) 今後の予防的活動について</p>
<p>第5回会議 2025.8.7 吉永委員 田中委員 伊藤委員 担当職員 チーフ相談員</p>	<p>(1) 「泉南市子どもの権利救済委員会運営要綱」について</p> <p>⇒別添のとおり採択した。[資料1の3]</p> <p>(2) 運営要綱に基づく要領等について</p> <p>⇒委員会運営要綱の第5条第3項及び第4項に定める「救済申立て」に係る「救済申立書」の様式について検討し確定した。[資料2の1]</p> <p>(3) 子どもの権利条例委員会との協力推進に関する協議について</p> <p>(4) 今後の予防的活動について</p>

<p>第 6 回会議 2025. 9. 11</p> <p>吉永委員 田中委員 伊藤委員 チーフ相談員</p>	<p>(1) 救済委員会運営要綱に基づく相談員の誓約書様式について ⇒ 救済委員会運営要綱第 4 条(子どもの権利相談員に対する要請)で子どもの権利相談員に求める誓約(救済委員の公的第三者としての独立性および自律性を十分に認識し、相談・申立て、調査その他職務上の秘密を厳守することを人権機関の構成員として誓約する)に係る様式を別添の通り定め、これを同要綱の中に位置付けた。 【資料 1 の 3】</p> <p>(2) 条例に基づく相談と救済申立ての受付に関する要領について ⇒ 「条例第 16 条第 1 項第 1 号の相談と救済申立ての受付に関する要領」として別添の通り定めた。 【資料 1 の 4】</p> <p>(3) 子ども政策課の提供資料等に関する検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども計画策定時のアンケート調査結果(2024 年度) ・ 泉南市いじめ防止基本方針 ——関連資料(重大事態事案第三者委員会調査報告) ・ 令和 3 年統計書 <p>(4) 申立てまたは自己発意による調査に関する検討について</p> <p>(5) 子どもの権利条例委員会との協力推進に関する協議について</p>
<p>第 7 回会議 2025. 10. 2</p> <p>吉永委員 田中委員 伊藤委員 担当職員 チーフ相談員</p>	<p>(1) 11. 20「子どもの権利の日」救済委員会メッセージについて ⇒ 代表委員提案文書にて検討、文案修正の上採択 【資料 1 の 7】</p> <p>(2) 申立てまたは自己発意による調査等に関する検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事態に関する第三委員会報告とのその後の状況をめぐて <p>(3) 本年度年次報告の論点に関する検討</p> <p>(4) 子どもの権利条例委員会との協力を推進する合同会議について ⇒ 条例第 16 条第 2 項「救済委員会は、第 19 条第 2 項の子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等に資するため、子どもの権利条例委員会に協力するよう努めます」との規定に基づき、条例委員会との意見交換等を 10/14(火)予定する。 ⇒ その内容としては、救済委員会からは運営要綱に基づく運営の現状、条例委員会からは市長報告に向けての課題検討等を双方報告し合い、条例をもとに両委員会の共通課題とそれぞれの役割の共通理解をはかり、救済委員会年次報告会に際しての協力について協議する。 【資料 1 の 6】</p>
<p>臨時会議 2025. 10. 9</p> <p>吉永委員 田中委員 伊藤委員</p>	<p>(臨時会開催趣旨) 本年 10 月に提出され救済の申立てについて、条例に基づく審査を行うため。</p> <p>(1) 申立てられた事項について、条例に基づく調査を実施することが妥当と判断し、調査を開始することとした。</p>
<p>第 8 回会議 2025. 11. 6</p>	<p>(1) 本年度年次報告会の開催について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①開催日時 2026 年 3 月 22 日(日) とする。 ②年次報告の論点と内容

<p>吉永委員 田中委員 伊藤委員 担当職員 チーフ相談員</p>	<p>③年次報告会のプログラム</p> <p>(2) 「泉南市子どもの権利救済委員会の公的第三者機関としての独立性を担保するために必要な事務局の設置を求める要請」について ⇒ 本委員会の設置者たる市長・教育委員会に対する要請として、文案の検討をさらに行うことし継続審議とした。</p> <p>(3) 救済申立案件 1 号について ⇒ 継続審議</p>
<p>第 9 回会議 2025. 12. 4</p> <p>吉永委員 田中委員 伊藤委員 担当職員 チーフ相談員</p>	<p>(1) 2025 年度年次報告について ⇒本年 4 月から 12 月までを第 1 年次と設定し、この第 1 年次の本委員会の活動等について、年次報告書を執筆・編集するとともに、これを踏まえて年次報告会を開催することとした。</p> <p>①年次報告書「条例第 16 条第 1 項に関する活動の総括等」 報告 1. 救済委員会の運営に関する報告 報告 2. 予防的活動と相談等に関する総括等 報告 3. 救済申立てと調査等に関する総括等 これらを報告書本文とし、関係する資料を別冊とする。</p> <p>②年次報告会 2026 年 3 月 22 日(日)</p> <p>第 I 部 (交流)「子どもにやさしいまち」を目指して ・ 条例 17 条 5 項(救済委員会と市民等のパートナーシップ)および 11 条(泉南子ども支援ネットワーク)を具体化していく観点から、市内で行われている活動紹介を予定する。</p> <p>第 II 部 (報告)「子どもの権利救済委員会第 1 年次活動」 ・ 報告 1～3 について、および質疑応答・意見交流を予定する。</p> <p>(2) 「泉南市子どもの権利救済委員会の公的第三者機関としての独立性を担保するために必要な事務局の設置を求める要請」について ⇒ 別添のとおり採択した。(12/11 提出) [資料 1 の 8]</p>

[会議資料①] 第2回会議(2025.5.1)採択

この要綱は8月7日第5回会議で改正「委員会運営要綱」として再採択しました。

⇒資料1の3参照

泉南市子どもの権利救済委員会の制度運営に関する要綱

2025年5月1日採択

泉南市子どもの権利救済委員会

(主旨)

第1条 この要綱は、泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)が第15条第3項に定める子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」)の責務に照らして、子どもの権利救済を担う公的第三者機関としての救済委員会の制度運営にかかわり、特に救済委員会の独立性と第三者性および専門性の実質を担保する観点から、救済委員会の運営において必要となる自律的事項について定めるものです。

(会議等)

第2条 泉南市子どもの権利救済委員会規則(以下「規則」)第4条が定める会議は、条例第16条が定める職務を救済委員会が遂行するのための基本的枠組みとなる活動方針、役割分担、実施計画その他条例等の規定に照らして合議を要すると判断される事項について、これを議題として扱うものとします。この場合において、会議は原則公開とします。

2 救済委員会は、前項の基本的枠組みに基づいて、条例第16条の職務として扱う個別事案について、特に条例第3条(子どもの権利の尊重)および同第6条(子どもの相談・救済)に照らして子どもの最善の利益を第一に考え、これを追究するため、前項でいう会議とは別途に、研究協議を定例的に実施するものとします。この場合において、研究協議は原則非公開とします。

3 前二項を踏まえ、条例第16条の職務のうち、同第1項第1号(相談、申立て)または第2号(調査)に該当する事案については、それぞれの事案について主として担当する委員を定め、当該事案への対処その他必要な活動を行うものとします。

4 前項による主担当委員は、担当する事案等について、これを前々項の研究協議の場に適宜報告し、必要な協議に付するものとします。

5 救済委員会は、前項による報告および協議を踏まえ、当該事案における子どもの最善の利益の実現にかかわる共通の理解と認識を確立し、以て第16条第1項の第3号(勧告等)、第4号(報告要請)、第5号(公表)の実施等について判断するものとします。

(子どもの権利相談員)

第3条 条例第17条第3項が定める子どもの権利相談員(以下「相談員」)は、条例の精神と規定に基づき、とりわけ子どもの意見表明と参加を通して子どもの最善の利益を第一に考える原則に立って、特に条例第16条第1項第1号(相談・申立ての受付)に関する事務を日常的業務として担うとともに、同項に定める救済委員会の職務全般に関して、救済委員の命に服して必要な補助を務めるものとします。

2 相談員は、前項を踏まえ、前条第2項の研究協議に参加するとともに、救済委員とともに、条例に基づいて子どもの権利基盤アプローチを担う子ども支援者として、子どもの権

利に関する積極的な理解と認識、そのために必要な知識やスキル等、自らの専門性をより高めていくことができるよう、不断の研究や研修等に努めなければなりません。

- 3 相談員は、前項および前々項を踏まえ、救済委員の指示のもと、必要に応じて条例第16条第1項第6号(広報・啓発)に係る役割を担うものとします。
- 4 代表委員は、前各号に係る相談員の役割等に関して、その円滑な実施とそのために必要な環境整備、構成員相互の積極的な意思疎通等をはかる観点から、相談員3名のうち1名をチーフ相談員に指名します。
- 5 前項によるチーフ相談員は、第1項から第3項までの相談員の役割等に関する事項を統括し、また連絡調整等に当たり、これに係りて代表委員に必要な意見具申等を行うこととします。

(予防的活動)

第4条 救済委員会は、泉南市において子どもが置かれている現状や実態の把握に努め、その理解と認識に根差し、とりわけ2022年3月の子どもの自死事案の経過と残された課題等を認識し、条例第16条第1項が第6号に掲げる「子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として、広報及び啓発を行うこと」を実施するものとします。

- 2 救済委員会は、前項に基づく予防的活動の一環として、特に第17条第4項が市及び子ども施設に課するところの「救済委員会の機能が十分果たされるよう、第8条に規定する『子どもの権利に関する学習と教育』の取組を実践するものとします。」との規定が計画的かつ実効的に実施されるよう、必要な支援等に努めるものとします。この場合において、救済委員会は、とりわけ教育委員会及び学校等の取組と実践が積極的に推進されるよう、その支援等に係る年間計画等を策定し、関係機関と調整して実施します。
- 3 救済委員会は、前々項を踏まえた予防的活動の一環として、条例第16条第3項が定める子どもの権利条例委員会との協力、同第17条第5項が定める市民等との相互的なパートナーシップ、その他子どもにかかわる各種審議会等との協力について、それらを具体化していくための年次計画を策定し、関係機関との調整をはかりつつ実施します。この場合において、救済委員会は、特に条例第8条(子どもの権利に関する学習と教育)のより積極的な推進に留意するものとします。
- 4 救済委員会は、前項及び前々項を通して、第1項にいう「泉南市において子どもが置かれている現状や実態」の把握に努めるとともに、それらから捉えられた課題等を視野に入れ、条例第3条及び第4条に基づく子どもの意見を聴かれる権利に根差して、子ども施設等の子どもを対象とするアンケート調査等を実施するものとします。この場合において、子どもを対象とするアンケート調査等は、子どもにとって必要な情報提供や調査結果のフィードバック等をも含むものとして、これを実施します。
- 5 救済委員会は、前各項の予防的活動の相乗的効果を期するため、それらを総合する中長期的な実施計画を策定し、その実施状況を特に条例第3条、第4条及び第6条に照らして検証します。この実施計画と条例に基づく検証からなる予防的活動を子どもの権利に関するモニタリング機能として救済委員会の制度に位置付けます。

(相談と救済申立て)

第5条 救済委員会は、条例第16条第1項第1号に定める相談を受ける中では、当該相談者

の傾聴に努めるとともに、当該相談者が救済委員会の制度を有効に活用することができるよう必要な情報提供に努めます。

- 2 救済委員会は、前項を踏まえ、原則として当事者たる子どもとの対面を通して、当該子どもとの相互的で共同的な関係づくりに留意する中で、当該子どもが子どもの最善の利益の原則に根差して問題の打開や解決に参加する主体を回復していくことができるよう、当該事案にかかわる「課題整理」及び当該子どもにとっての「解決イメージ」が言語化され、関係者間での積極的な共有化へ向かえるよう、必要な支援に努めます。
- 3 救済委員会は、当事者たる子どもが子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指して、他の当事者や関係者との関係調整を希望するときは、これを条例第 16 条第 1 項第 1 号に定める救済申立てとして受け付け、関係者の任意の協力が得られる範囲において、調整的活動を試みます。この場合における救済申立ては、原則として当該子どもとの複数回の対面相談を通して受け付け、可能な限り簡易な手続きによるものとし、これを次項と区別して「救済申立て(調整)」とします。
- 4 救済委員会は、第 1 項の相談を通して相談者が条例第 16 条(救済委員会の責務)第 1 項第 2 号に定める市及び子ども施設に対する調査の実施を求める場合は、相談者の意図が子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指すものであることを前提として、同項第 1 号に定める救済申立てとして受け付け、これを「救済申立て(調査)」とします。この場合において、救済委員会は、調査対象に係る具体事項、調査を求める理由や根拠、調査を通して期待される「解決イメージ」等について記載した書面の提出を当該申立て人に求め、これを条例の規定に照らして改めて審査するものとします。
- 5 救済委員会は、前各項をもとに、「条例第 16 条第 1 項第 1 号の相談と救済申立ての受付に関する要領」を別途定めるものとします。

(調査の実施)

- 第 6 条 救済委員会は、前条第 4 項の「救済申立て(調査)」を受理した場合は、当該申立ての内容を条例の規定にかかわらず第 15 条(子どもの権利救済委員会の設置)第 2 項及び規則第 17 条(調査の実施)に照らして審査し、当該申立てに基づく調査実施の可否について可能な限り速やかに判断し、これを当該申立人に通知します。
- 2 救済委員会は、前項の審査により当該申立てに基づく調査が必要かつ妥当と判断したときは、別に定める事務手続きを経て、これを速やかに実施するものとします。
 - 3 救済委員会は、前々項の審査により当該申立てに基づく調査の不実施を判断した場合、当該申立て事項等を救済委員会の独自入手情報等の一部として扱い、これに基づく自己発意による調査を実施することができるものとします。
 - 4 救済委員会は、前項のほか、第 4 条の予防的活動及び第 5 条の相談活動その他救済委員会の活動を通して独自に入手した情報等に基づいて、自己の発意による調査を実施することができます。
 - 5 救済委員会は、前各項をもとに、「条例第 16 条第 1 項第 2 号～第 5 号の調査実施等に関する要領」を別途定めるものとします。

(年次報告と説明責任)

第 7 条 救済委員会は、条例第 16 条(救済委員会の職務)第 3 項に基づいて、原則として毎年

度末に市長及び教育委員会に年次報告書を提出するとともに、広く市民等を対象に「子どもの権利救済委員会年次報告会」を開催し、公的第三者機関として必要な市民等に対する説明責任の遂行に努めるものとします。

- 2 「子どもの権利救済委員会年次報告会」は、救済委員会の設置者として市長及び教育委員会の可能な限りの参加を要請するとともに、条例第 17 条(救済委員会に関する市等の責務)が第 1 項に定める市及び市の子ども施設の積極的協力援助義務に照らして、それら実施機関等職員の積極的な参加を呼びかけ、これを開催するものとします。
- 3 「子どもの権利救済委員会年次報告会」は、第 16 条(救済委員会の職務)第 2 項に基づき、子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等にも関連付けて、同委員会との協力のもと、条例第 1 条が目的として掲げる「子どもにやさしいまち」の実現を目指して、これを実施するものとします。
- 4 救済委員会は、前各項を踏まえ「子どもの権利救済委員会年次報告会」が、子どもの権利救済委員会(条例第 15 条)と子どもの権利条例委員会(同第 19 条)の二つからなる条例検証制度に対する市民的な理解と協力、活用と充実が一層図られることを期待して、それゆえ特に「子どもの権利条例市民モニター」(同第 19 条第 3 項 4 項)、「せんなん子ども会議」(同第 5 条)、「せんなん子ども支援ネットワーク」(同第 11 条)との積極的なパートナーシップを具体化する機会として、これを開催するものとします。
- 5 救済委員会は、前各項を通して行う条例第 16 条第 3 項の「市民等への公表」について、これを子どもたちに対して適切かつ有効に行うことができるよう、年次報告書の子ども訳の作成、年次報告会の子ども参加による企画等をはじめ、必要かつ有効なとりくみに努めなければなりません。

(救済委員会の事務局)

第 8 条 規則第 11 条第 1 項により救済委員会の庶務を担当する子ども政策課は、条例第 17 条(救済委員会に関する市等の責務)が第 1 項に定める市の機関の救済委員会に対する独立性尊重義務及び積極的協力援助義務に基づく規則第 11 条第 2 項により、「救済委員会の独立性を尊重し、救済委員会の職務に関して必要な補佐を担うものとします。」と定められていることに鑑みて、救済委員会の制度運営にかかわる組織編成として、子ども政策課を救済委員会の事務局として位置づけるものとします(後掲組織概念図)

- 2 前項により事務局が担当する庶務事項は、代表委員の命を受けて行う事務として、主として第 2 条(会議等)及び第 4 条(予防的活動)、第 7 条(年次報告と説明責任)にかかわる事務を予定するものとします。

(救済委員会の通称名)

第 9 条 救済委員会は、その正式名称を「泉南市子どもの権利救済委員会」とし、子どもを含む市民等に広く普及を図る通称名として「泉南子どもオンブズ」を用います。

- 2 前項を踏まえ、相談員は、正式名称を「泉南市子どもの権利相談員」とし、通称名として「泉南子どもオンブズスタッフ」を用います。
- 3 前 2 項により、「泉南子どもオンブズ組織概念図」を後掲図 1 の通りとします。

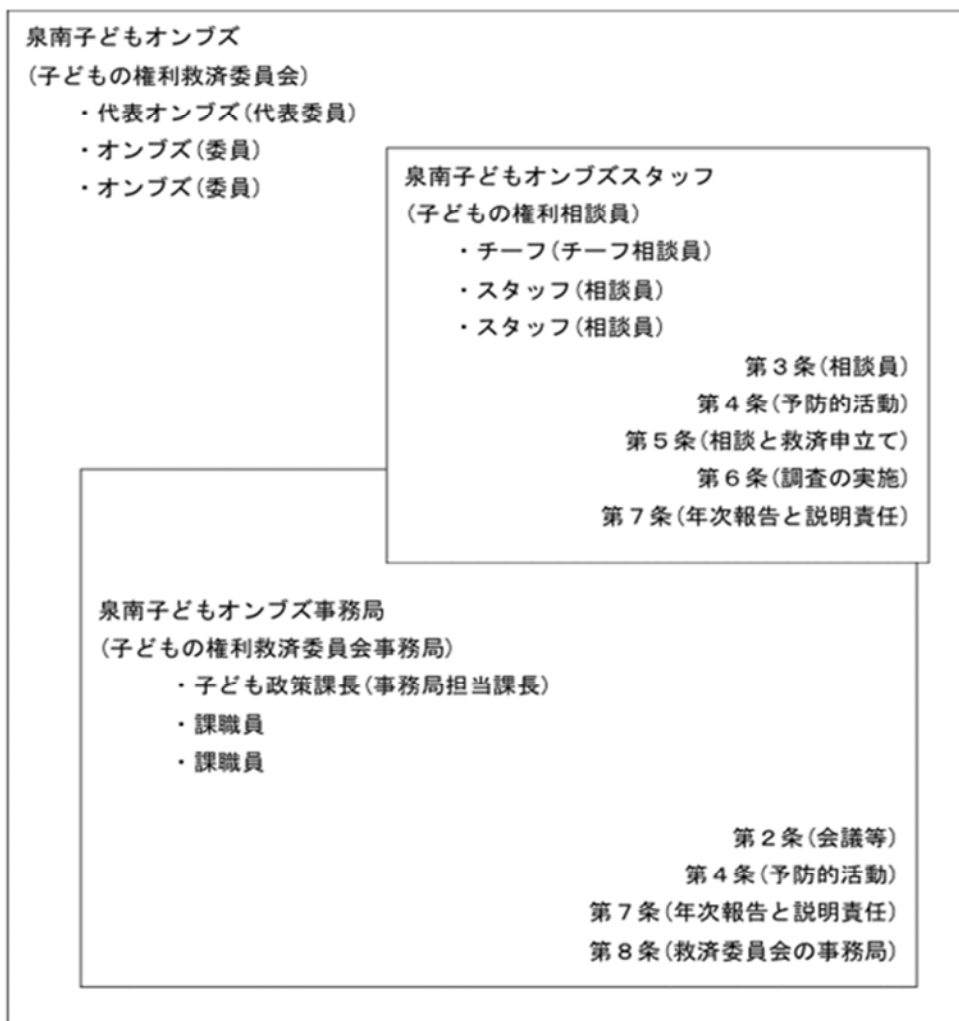
(補則)

第10条 この要綱に定めるものほか救済委員会の運営にかかわる自律的事項に関して必要な事項は、救済委員会会議の合議により定めます。

(付則)

この要綱は、救済委員会会議で採択した日から実施します。

(図1) 泉南子どもオンブズ(泉南市子どもの権利救済委員会)組織概念図



【会議資料②】 第 2 回会議(2025. 5. 1) 採択

全 6 頁のうち後半 3 頁(委員就任の所感)はここでは省略⇒資料 1 の 1 参照
5/1 採択の制度運営要綱に基づき作成。ただし同要綱の見直しに伴い未配布。

子どもにやさしいまち通信 Child Friendly City

2025.5.1 第1号

発行: この通信は、泉南市子どもの権利条例に基づき設置された
公的第三者機関「泉南市子どもの権利救済委員会」(通称: 泉南子
どもオンブズ)の委員3名が執筆・編集してお届けするものです。

泉南市子どもの権利条例第 1 条(条例の目的)

- 第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)に基づいて、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくため、その基本となる原則及び具体化の方向について定めるものです。
- 2 この条例の目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子育てと子育てを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。

泉南市を「子どもにとってやさしいまち」にしていくために、

2012 年 10 月「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定されました。—

しかし 2022 年 3 月、中学 1 年生の男子生徒が自死するという不幸な事態が起きました。亡くなった子どもに真摯に向き合う中、わたしたちは「一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまち」(条例第 1 条)の実現を、いま改めて、めざさなければなりません。

そこで、本年 3 月、条例の改正が行われました。この改正により、新たな条文が定められ、子どもの権利救済委員会が 4 月 1 日から設置されました。

子どもの権利救済委員の委嘱を受けました。



本年 4 月 1 日付で、
吉永省三委員(写真左端)
田中文子委員(同中央)
そして 5 月 1 日付で
伊藤あすみ委員(同右端)
が、市長・教育委員会から委嘱
を受けました。
私たち三人が泉南市子どもの権
利救済委員(通称: 子どもオンブ
ズ)を務めます。
よろしくお願い致します。

私たち子どもオンブズは、
泉南市子どもの権利条例に基づいて、
まず第一に子どもの最善の利益を考える、公的第三者機関です。

泉南市子どもの権利条例は、泉南市の「まちづくり」の基本理念(大原則)として、第3条に「子どもの権利の尊重」を4項にわたって定めています。その4つを少しわかりやすく書き直してみました。次のように定められています。

第3条 子どもの権利の尊重

1. 子どもは、自分の権利を自ら使うことのできる主体として尊重されます。
2. だから、泉南市と市民たちは、子どもの声に耳を傾け、子どもの話をよくよく聴いて、どうすれば、子どもにとって一番いいこと(子どもの最善の利益)を実現できるか、いつも考えて、めざしていくように、努力しなければなりません。
——この2は、子どもの権利条約が定める、第12条(子どもの意見の尊重)から第3条(子どもの最善の利益)を実現していく、という原則に基づいています。
3. そこで泉南市は、子どもの権利条約の子どもの権利をしっかりと受け止めます。そして子どもが自分の権利を使えるように、市民たちとともに努力していきます。
4. 泉南市は、1と2と3を大切にしていくことを通して、一人ひとりの子どもの生命(いのち)を大切に大切に受け止めます。そして子どもがその子らしく育っていくように、泉南市を「子どもにとってやさしいまち」にしていきます。特に、一人ひとりの子どもの声や意見を大切に、子どもが「助けてほしい」「応援してほしい」と思うとき、それにこたえられるよう、必要な仕組みを整えていきます。

2

2022年3月の子どもの自死は、この第3条(子どもの権利の尊重)の4つ目(下線部)が、整えられていない現実を示すものでした。そこで、次のような新たな条文が定められました。ここでも少しわかりやすく、条文を書き直してみました。

改正第15条 子どもの権利救済委員会の設置

1. 市長と教育委員会は、泉南のすべての子どもの生命と権利が本当に大切にされるように、特に子どもの「助けて」「応援して」という思いに、子どもの立場になって実際にこたえていくことができるよう、「子どもの権利救済委員会」をつくります。
2. 市民たち(もちろん子どもも市民です!)は、第3条に定められているようには、子どもの権利が大切にされていないのでは? と思えるとき、だれでも、子どもの権利救済委員会に相談し、「助けて」「守って」「大切に」と訴えることができます。
3. 救済委員会は、「子どもの権利の擁護者・代弁者・公的良心の喚起者」として、子どもの最善の利益を第一に考え、自分たちの使命を果たしていかなければなりません。

改正第17条 救済委員会に関する市等の責務

1. 市と市が設置する学校など子ども施設は、救済委員会が「公的第三者機関」として子どもの最善の利益のために行わなければならない義務を果たせるように、その独立性を尊重して、積極的に協力し援助しなければなりません。

私たち子どもオンブズは、
 泉南市が「子どもにとってやさしいまち」になっていくよう、
 まず子どもの思いや意見を受け止めます。その「相談」を入りに、
 必要ならば「調整」や「調査」を行って、子どもの代弁に努め、
 どうすれば子どもの最善の利益を実現できるか、
 市長や教育委員会などに意見や勧告などを行います。

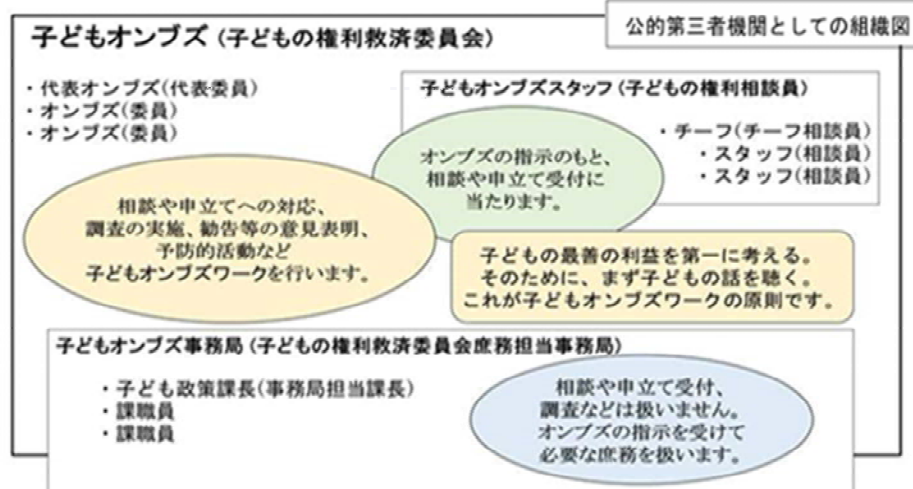
新たに定められた第16条には、子どもの権利救済委員会(子どもオンブズ)が担当する役割や仕事が決まっています。わかりやすく書き直すと、次のようなことです。

改正第16条 子どもの権利救済委員会の職務

- 救済委員会は、「子どもの権利の尊重」(第3条)が実際に実現されるよう――
 - 子どもをはじめ市民たちから「相談」を受けます。秘密は固く守ります。――
 - 相談者が求めるならば「申立て」を受けて「調整」や「調査」を行います。
 - 必要ならばオンブズが「自分で判断して調査する」こともあります。
 - 調査して必要ならば市長や教育委員会などに「勧告」など意見表明をします。
 - 勧告などを受けてどのように改善したか「報告を求める」ことができます。
 - 子どもの最善のために必要なときは調査などの内容を「公表」できます。
 - 子どもの人権や権利が守られるよう広報など「予防的活動」にとりくみます。
- 救済委員会は、「泉南市を子どもにとってやさしいまちにする」という条例の目的を実現していくために、子どもの権利条例委員会(第19条第2項)とも協力します。
- 救済委員会は、泉南市で子どもの権利が大切にされているかどうか、泉南市が本当に「子どもにやさしいまち」になってきたかどうか、どんな問題や課題があるかなどについて、救済委員会の活動をもとに毎年、市長に報告書を出します。そしてこれを、子どもをはじめ市民たちにも公表します。そのための「子どもオンブズ年次報告会」を毎年度末、子どもや子どもに関係する人たちに呼びかけて開催します。

3

子どもの権利救済委員会は、行政や学校や保護者などからは独立した立場で、子どもの権利を基盤として子どもの最善の利益を追求する公的第三者機関です。国際社会では一般に「子どもオンブズマン」や「子どもコミッショナー」と呼ばれています。



資料 1 の 3. 子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱

本委員会は第 2 回会議(2025. 5. 1)において「泉南市子どもの権利委員会の制度運営に関する要綱」を定めていましたが、その後の経過(2025. 5. 8 臨時会議「主たる審議事項」 p8-p10 参照)により見直しをはかることとなり、審議を重ね第 5 回会議(2025. 8. 7)において「制度運営要綱」を改め、新たに「委員会運営要綱」として決めました。

泉南市子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱

2025 年 8 月 7 日第 5 回会議
泉南市子どもの権利救済委員会

(主旨)

第 1 条 この要綱は、泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)が第 15 条第 3 項に定める子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」)の責務に照らして、救済委員会の運営において必要となる自律的事項について定めるものです。

(救済委員の責務)

第 2 条 救済委員は、条例第 15 条第 3 項が課する「自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に務めなければなりません。」との規定に基づき、特に市の行政や実施機関等に対する第三者としての独立性及び自律性を不断に堅持して、子どもにかかわる公的人権機関としての責務を果たすものとします。

2 救済委員は、条例第 15 条第 1 項が定める「市及び教育委員会は共同して、泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される『まちづくり』を改めて推進するため」との救済委員会の設置の目的に照らして、2022 年 3 月の子どもの自死事案の経過と課題を十分に認識し、その再発防止を常に念頭において、子どもにかかわる公的人権機関としての責務を果たすものとします。

(救済委員の会議と研究協議)

第 3 条 泉南市子どもの権利救済委員会規則(以下「規則」)第 4 条が定める会議は、条例第 16 条が定める職務を救済委員会が遂行するための基本的枠組みとなる活動方針、役割分担、実施計画その他条例等の規定に照らして合議を要すると判断される事項について、これを議題として扱います。

2 救済委員会は、前項の基本的枠組みに基づいて、条例第 16 条の職務として扱う事案等について、特に条例第 3 条(子どもの権利の尊重)および同第 6 条(子どもの相談・救済)に照らして子どもの最善の利益を第一に考え、これを追究するため、前項でいう会議とは別途に、原則非公開の研究協議を定例的に実施します。

3 前二項を踏まえ、条例第 16 条の職務のうち、同第 1 項第 1 号(相談、申立て)または第 2 号(調査)に該当する事案については、それぞれの事案について主として担当す

る委員を定め、当該事案への対処その他必要な活動を行います。

- 4 前項による主担当委員は、担当する事案等について、これを前々項の研究協議の場に適宜報告し、必要な協議に付するものとします。
- 5 前項にいう必要な協議を経ることを前提として、当該事案の対処においては主担当委員の専決的判断が尊重されるものとします。

(子どもの権利相談員に対する要請)

第4条 救済委員会は、条例第17条第3項が定める子どもの権利相談員(以下「相談員」)に対して、次のことを要請します。

- (1) 条例の精神と規定に基づき、とりわけ条例第3条が定める、子どもの意見表明と参加を通して子どもの最善の利益を第一に考える原則に立って、特に条例第16条第1項の第1号(相談・申立ての受付)に関する事務を日常的業務として担うとともに、同条に定める救済委員会の職務に関して、救済委員の命のもとに必要な補助を行うこと
 - (2) 前項を踏まえ、前条第2項の研究協議に参加するとともに、条例に基づいて子どもの権利基盤アプローチを担う子ども支援者として、子どもの権利に関する積極的な理解と認識、そのために必要な知識やスキル等、自らの専門性をより高めていくことができるよう、不断の研究や研修等に努めること
 - (3) 前号及び前々号に関して、本要綱第2条に定める救済委員の責務に照らして、特に市の行政や実施機関に対する救済委員の公的第三者としての独立性および自律性を十分に認識し、相談・申立て、調査その他職務上の秘密を厳守することを人権機関の構成員として誓約すること。
- 2 代表委員は、相談員のうち1名をチーフ相談員に指名し、救済委員の職務に関わって必要となる相談員に対する連絡調整等を委託します。

(相談と救済申立て)

第5条 救済委員会は、条例第16条第1項の第1号に定める相談を受ける中では、子どもの権利条約の一般原則を十分に踏まえ、当該相談者に対する傾聴に努めるとともに、当該相談者が救済委員会の制度を有効に活用することができるよう必要な情報提供に努めます。

- 2 救済委員会は、前項を踏まえ、原則として当事者たる子どもとの対面を通して、当該子どもとの相互的で共同的な関係づくりに留意します。その中で、当該子どもが子どもの最善の利益の原則に根差して問題の打開や解決に参加する主体を回復していくことができるよう、当該事案にかかわる「課題整理」及び当該子どもにとっての「解決イメージ」が、関係者間での積極的な共有化へ向かえるよう、必要な支援に努めます。
- 3 救済委員会は、当事者たる子どもが子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指して、他の当事者や関係者との関係調整を希望するときは、これを条例第16条第1項の第1号に定める救済申立てとして受け付け、調整的活動を試みます。この場合における救済申立ては、原則として当該子どもとの対面相談を通して受け付け、可能な限り簡易な手続きによるものとし、これを次項と区別して「救済申立て(調

整)」とします。

- 4 救済委員会は、第1項の相談を通して相談者が条例第16条(救済委員会の責務)第1項の第2号に定める市及び子ども施設に対する調査の実施を求める場合は、相談者の意図が子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指すものであることを前提として、同項の第1号に定める救済申立てとして受け付け、これを「救済申立て(調査)」とします。この場合において、救済委員会は、調査を求める理由や根拠、調査対象に係る具体事項、調査を通して期待される「解決イメージ」等について記載した書面の提出を当該申立人に求め、これを条例の規定に照らして改めて審査するものとします。
- 5 救済委員会は、前各項をもとに、「**条例第16条第1項第1号の相談と救済申立ての受付に関する要領**」を別途定めます。

(調査の実施)

- 第6条 救済委員会は、前条第4項の「救済申立て(調査)」を受理した場合は、当該申立ての内容を条例の諸規定に照らして審査し、当該申立てに基づく調査実施の可否について可能な限り速やかに判断し、これを当該申立人に通知します。
- 2 救済委員会は、前項の審査により当該申立てに基づく調査が必要かつ妥当と判断したときは、これを速やかに実施するものとします。
 - 3 救済委員会は、救済委員が独自に入手した情報等に基づいて、条例第15条第1項第1号が定める自己の発意による調査を実施することができます。
 - 4 救済委員会は、調査を実施する過程において開催する会議や研究協議(本要綱第3条)を踏まえ、当該事案における子どもの最善の利益の実現にかかわる共通の理解と認識を確立し、以て第16条第1項の第3号(勧告等)、第4号(報告要請)、第5号(公表)の実施等について判断するものとします。
 - 5 救済委員会は、前各項をもとに、「**条例第16条第1項第2号～第5号の調査実施等に関する要領**」を別途定めます。

(救済委員会の予防的活動)

- 第7条 救済委員会は、条例第16条第1項第6号が定める「子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として、広報及び啓発を行うこと」について、特に次の諸点を踏まえ、予防的活動にとりくみます。
- (1) 条例第17条第4項が市及び子ども施設に課する「救済委員会の機能が十分果たされるよう、第8条に規定する『子どもの権利に関する学習と教育』の取組を実践するものとします。」との規定を踏まえ、特に教育委員会および学校等における「子どもの権利に関する学習と教育」を支援する観点から、予防的活動にとりくむこと。
 - (2) 条例第16条第3項が定める子どもの権利条例委員会との協力を通して、特に条例第3条(子どもの権利の尊重)、第4条(子どもの意見表明と参加)および第6条(子どもの相談と救済)に関するモニタリング機能を発揮して予防的活動にとりくむこと。
 - (3) 条例第17条第5項が定める市民等との相互的なパートナーシップの推進に努め

るとともに、同第 11 条が定める「せんなん子ども支援ネットワーク」の活動に公的第三者機関として連携し、予防的活動にとりくむこと。

- (4) 条例第 3 条および第 4 条に基づく子どもの意見を聴かれる権利に根差して、子ども施設等の子どもを対象とするアンケート調査等を実施し、及び子どもにとって必要

な情報提供や調査結果のフィードバックに努め、以て予防的活動にとりくむこと

- (5) 条例第 16 条第 3 項が定める救済委員会の活動の総括等を踏まえ、泉南市において子どもが置かれている現状や実態の把握に努め、泉南市の子どもに関する白書づくりをすすめ、これを市や市民等と広く共有していくことを通して、予防的活動にとりくむこと。

(年次報告と説明責任)

第 8 条 救済委員会は、条例第 16 条(救済委員会の職務)第 3 項に基づいて、原則として毎年度末に市長及び教育委員会に年次報告書を提出するとともに、広く市民等を対象に「子どもの権利救済委員会年次報告会」を開催し、公的第三者機関として必要な市民等に対する説明責任の遂行に努めます。

- 2 「子どもの権利救済委員会年次報告会」は、救済委員会の設置者として市長及び教育委員会の可能な限りの参加を要請するとともに、条例第 17 条(救済委員会に関する市等の責務)が第 1 項に定める市及び市の子ども施設の積極的協力援助義務に照らし、それら実施機関等職員の積極的な参加を呼びかけ、これを開催します。

- 3 「子どもの権利救済委員会年次報告会」は、第 16 条(救済委員会の職務)第 2 項に基づき、子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等にも関連付けて、同委員会との協力のもと、条例第 1 条が目的として掲げる「子どもにやさしいまち」の実現を目指して、これを実施します。

- 4 救済委員会は、前各項を踏まえ「子どもの権利救済委員会年次報告会」が、子どもの権利救済委員会(条例第 15 条)と子どもの権利条例委員会(同第 19 条)の二つからなる条例検証制度に対する市民的な理解と協力、活用と充実が一層図られることを期待して、「子どもの権利条例市民モニター」(同第 19 条第 3 項 4 項)、「せんなん子ども会議」(同第 5 条)、「せんなん子ども支援ネットワーク」(同第 11 条)との積極的なパートナーシップを具体化する機会として、これを開催します。

- 5 救済委員会は、前各項を通して行う条例第 16 条第 3 項の「市民等への公表」について、これを子どもたちに対して有効に行うことができるよう努めます。

(所管課への要請)

第 9 条 救済委員会は、前各条を踏まえ職務を実施するに際して必要となる連絡調整その他の事務処理について、これを条例第 17 条(救済委員会に関する市等の責務)第 1 項に定める本委員会に対する市等の独立性尊重義務及び積極的協力援助義務に照らし、子ども政策課に要請します。

- 2 救済委員会は、前項を踏まえる中で特に条例第 16 条(救済委員会の職務)第 1 項第 6 号の予防的活動(本要綱第 7 条)に関して、その具体化に必要な実施計画等の事務について、これを条例第 17 条(救済委員会に関する市等の責務)第 4 項の「救

済委員会の機能が十分に発揮されるよう」及び同第5項の「救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう」との規定に照らして、子ども政策課に要請します。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものほか救済委員会の運営にかかわる自律的事項に関して必要な事項は、救済委員会会議の合議により定めます。

(付則)

この要綱は、救済委員会会議で採択した日から実施します。

(第4条第1項第3号誓約書様式)

誓 約 書

泉南市子どもの権利救済委員会の運営に関する要綱の第4条第1項が示す「子どもの権利相談員に対する要請」の第1号及び第2号を積極的に理解し、尊重するとともに、続く第3号が示す、相談・申立て、調査その他職務上の秘密を厳守することについて、泉南市子どもの権利救済委員会に対して、人権機関構成員として誓約します。

年 月 日

子どもの権利相談員(署名)

資料 1 の 4. 条例に基づく相談と救済申立ての受付に関する要領

泉南市子どもの権利に関する条例は、子どもを含む市民等の権利として子どもの権利に関する「相談」や「申立て」の権利を保障しています(第 15 条第 2 項)。これを受けて条例は救済委員会の責務(同条第 3 項)を定め、それを履行する職務として「相談及び救済の申立てを受けること」(第 16 条 1 項 1 号)を定めています。それら条例の規定を確かに実施していくことができるよう、下記の要領を定めました。

条例第 16 条第 1 項第 1 号の相談と救済申立ての受付に関する要領

2025 年 9 月 11 日第 6 回会議採択

泉南市子どもの権利救済委員会

1. 子どもの権利救済委員会は、条例第 15 条第 2 項に基づいて、市民等からの「相談」を受け付けます。
 - (1) 相談の最初の受付は、子どもの権利相談員(以下「権利相談員」)が行います。その受付に際しては、委員会運営要綱の第 5 条第 1 項を原則として対応します。

(要綱第 5 条第 1 項) 子どもの権利条約の一般原則を十分に踏まえ、当該相談者に対する傾聴に努めるとともに、当該相談者が救済委員会の制度を有効に活用することができるよう必要な情報提供に努めます。
 - (2) 権利相談員は、相談を受け付けたときは、原則として一兩日のうちに子どもの権利救済委員(以下「救済委員」)の全員に概要を報告します。ただし、受け付けた相談について、緊急の対応を要すると権利相談員が判断する場合は、可能な限り迅速に、代表委員に報告し、指示を受けます。
 - (3) 権利相談員は、前項の後の最初の研究協議(原則、毎週木曜日午後開催、救済委員・権利相談員の全員参加)において、受け付けた相談の詳細を報告します。
 - (4) 前項の研究協議においては、当事者の子どもにとっての最善の利益を第一に考慮する原則に立って、相談内容にかかわる「課題整理」に努め、また「解決イメージ」を具体的にどのように拓いていくことができるかについて検討します。
 - (5) 前項の研究協議をもとに、必要な場合は、その相談を主として担当する救済委員を決め、この担当委員が相談者に直接対面することも含め、相談対応をはかります。それに際しては、委員会運営要綱の第 5 条第 2 項を原則として対応します。

(要綱第 5 条第 2 項) 原則として当事者たる子どもとの対面を通して、当該子どもとの相互的で共同的な関係づくりに留意します。その中で、当該子どもが子どもの最善の利益の原則に根差して問題の打開や解決に参加する主体を回復していくことができるよう、当該事案にかかわる「課題整理」及び当該子どもにとっての「解決イメージ」が、関係者間での積極的な共有化へ向かえるよう、必要な支援に努めます。
2. 子どもの権利救済委員会は、条例第 15 条第 2 項に基づいて、市民等からの「救済申立て」を受け付けます。

- (1) 上記 1 の相談を通して、権利相談員及び救済委員は、第 15 条第 2 項の「救済申立て」に関して必要な説明等を行います。その中で「救済申立て」は、救済委員会に対して、原則として、「調査」(第 16 条第 1 項の第 2 号)の実施を求めるものであり、これにより「勧告」等(同第 3 号)、「報告」(同第 4 号)、「公表」(同第 5 号)が可能となることについて、説明を行います。
- (2) 前項の説明を受けた相談者が、「救済申立て」(条例第 16 条第 1 項第 1 号)を希望する場合は、これを文書または口頭で受け付けます。文書による場合は、救済委員会が定める「(様式 1)救済申立書」に申立人が直接記載し、また口頭による場合は、権利相談員または救済委員が同様式に必要な事項を記載して受け付けます。
- (3) 救済委員会は、前項により受け付けた「救済申立て」に基づく調査実施の可否について審査します。その審査においては、規則第 7 条(調査の実施)を踏まえるとともに、条例第 3 条(子どもの権利の尊重)及び第 6 条(子どもの相談と救済)に則り、特に要綱第 5 条第 4 項に照らして、その「救済申立て」が、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に一致するものであるかについて留意します。

(要綱第 5 条第 4 項) 救済委員会は、第 1 項の相談を通して相談者が条例第 16 条(救済委員会の責務)第 1 項の第 2 号に定める市及び子ども施設に対する調査の実施を求める場合は、相談者の意図が子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指すものであることを前提として、同項の第 1 号に定める救済申立てとして受け付け、これを「救済申立て(調査)」とします。この場合において、救済委員会は、調査を求める理由や根拠、調査対象に係る具体事項、調査を通して期待される「解決イメージ」等について記載した書面の提出を当該申立人に求め、これを条例の規定に照らして改めて審査するものとします。

- (4) 相談者が当事者たる子どもである場合においては、上記 1 の相談を通して、その相談者が他の当事者等との「関係調整」を特に希望し、なおかつ他方当事者等が特定可能な場合は、これについても「救済申立て」(条例第 16 条第 1 項第 1 号)として受け付け、救済委員は調整的活動を試みることができます。

(要綱第 5 条第 3 項) 当事者たる子どもが子どもの最善の利益の原則に根差した打開や解決を目指して、他の当事者や関係者との関係調整を希望するときは、これを条例第 16 条第 1 項の第 1 号に定める救済申立てとして受け付け、調整的活動を試みます。この場合における救済申立ては、原則として当該子どもとの対面相談を通して受け付け、可能な限り簡易な手続きによるものとし、これを次項と区別して「救済申立て(調整)」とします。

- (5) 前項の調整的活動は、特に条例第 6 条第 1 項が子どもに保障する「子ども自身が必要とする相談と救済を受ける権利」に対する救済委員会の積極的な支援の在り方として、調整的活動を「調査」(第 16 条第 1 項の第 2 号)の前段ともなる予備的活動に位置付け、これを関係当事者等の任意の協力を得て行うことを原則とします。
- (6) 救済委員会は、上記(2)で受け付けた「救済申立て」に関する上記(3)による審査の結果について、それを受け付けてから概ね 2 週間以内を目途として、その審査の結果を書面により、申立人に伝えるものとします。

資料 1 の 5. 子どもの権利救済委員会における研究協議の開催

資料 1 の 2 に掲載の「子どもの権利救済委員会議」（原則第一木曜日に開催）とは別に、「研究協議」を原則毎週木曜日に開催してきました。

前者は本委員会の活動方針等の基本的事項を 3 委員が合議する場であるのに対して、後者は特に相談等で寄せられた具体的な問題や課題について、子どもの権利相談員も参加して、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に基づく、本委員会としての検討を行う場です。

第 1 年次の研究協議では、特に予防的活動にかかわって、子どもの権利相談員の活動の具体的展開について協議し、実際に子どもらと出会う活動を推進してきました。

なお、本委員会は、救済委員会議と研究協議のそれぞれの役割について、泉南市子どもの権利救済委員会運営要綱において、次のように定めています。

（救済委員の会議と研究協議）

第 2 条 泉南市子どもの権利救済委員会規則（以下「規則」）第 4 条が定める会議は、条例第 16 条が定める職務を救済委員会が遂行するための基本的枠組みとなる活動方針、役割分担、実施計画その他条例等の規定に照らして合議を要すると判断される事項について、これを議題として扱います。

2 救済委員会は、前項の基本的枠組みに基づいて、条例第 16 条の職務として扱う事案等について、特に条例第 3 条（子どもの権利の尊重）および同第 6 条（子どもの相談・救済）に照らして子どもの最善の利益を第一に考え、これを追究するため、前項でいう会議とは別途に、原則非公開の研究協議を定例的に実施します。

（以下省略）

第 1 年次 研究協議開催一覧

月	日	回数	月	日	回数
4 月	10. 17. 24.	3 回	9 月	4. 11. 18. 25	4 回
5 月	1. 8. 15. 22. 29	5 回	10 月	9. 23. 30	3 回
6 月	5. 26.	2 回	11 月	20. 27	2 回
7 月	3. 10. 17. 24. 31	5 回	12 月	4. 11. 18	3 回
8 月	7. 28	2 回	合計		29 回

※ 原則毎週木曜日、委員（3 名）と相談員（3 名）により開催しました。

※ 第 1 年次は予防的活動と相談活動に関する次の課題で研究協議を行いました。

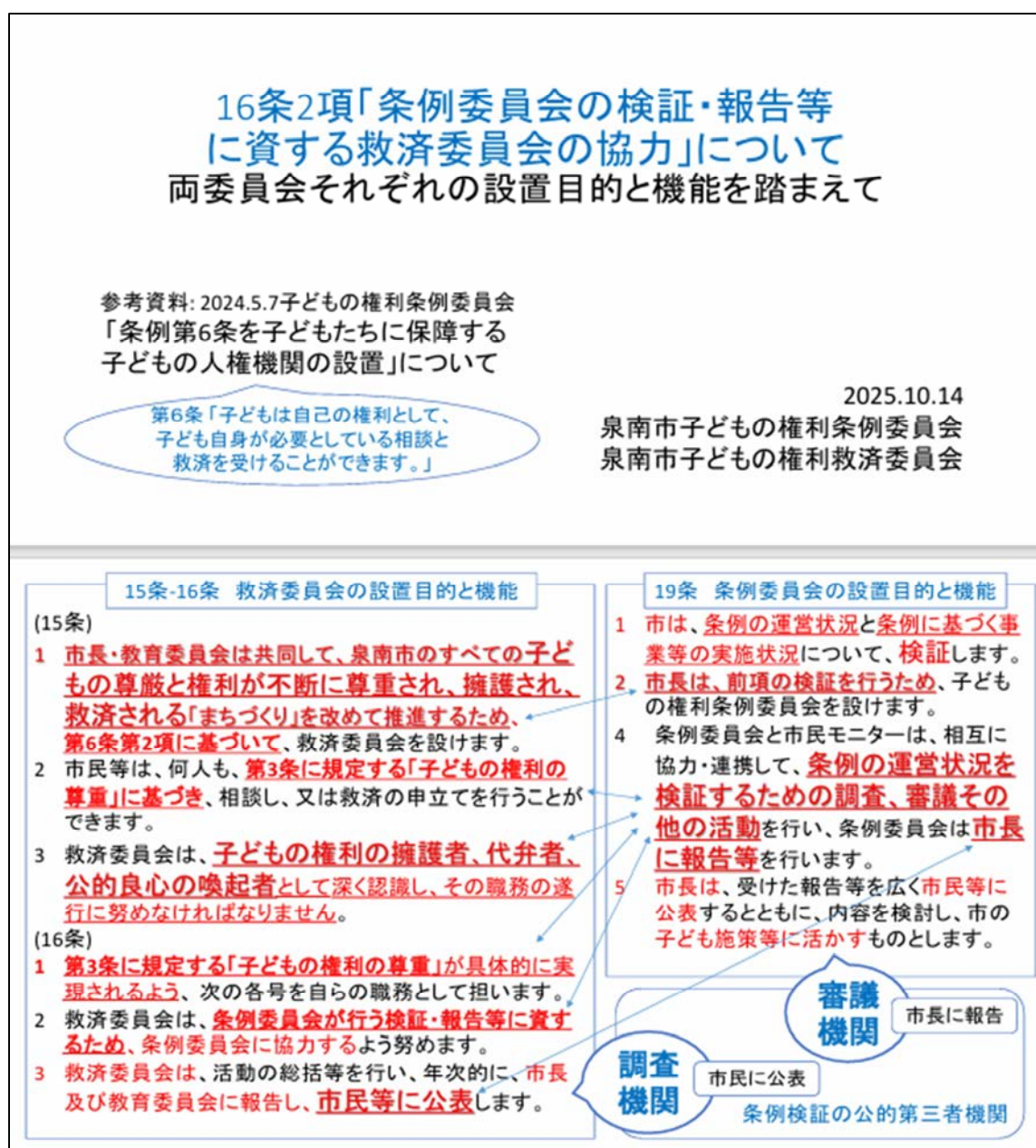
1. おとな対象の予防的活動「おとなと出会う」
2. 子ども対象の予防的活動「子どもと出会う」
3. リーフレット等による情報発信「みんなに伝える」
4. 電話・面談等による相談受付

⇒ 資料 3 条例に基づく予防的活動と相談受付に関する資料 参照

資料 1 の 6. 泉南市子どもの権利条例委員会との協力(条例第 16 条第 2 項)

条例は「救済委員会は、第 19 条第 2 項の子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等に資するため、子どもの権利条例委員会に協力するよう努めます。」(第 16 条第 2 項)と定めています。これに基づく第 1 年次の活動として、本委員会と子どもの権利条例委員会との合同会議を 10 月 14 日に開催しました。

両委員会とはともに、行政や学校等から一定独立した公的第三者機関であり、泉南市の条例が目的とする「子どもにやさしいまち」の具体的な実現に貢献することが求められています。そこで、両者の今後の協力を進めていく観点から、それぞれの設置目的と機能について、代表委員作成による次の資料をもとに、共通の理解と認識を深め合いました。



- (1)前条第2項に基づく**相談及び救済の申立て**を受けること。
- (2)前号の救済の申立てを受け、又は自己の発意により、**必要な調査**を市及び子ども施設に対して行うこと。
- (3)調査の結果、必要と認めるときは、**是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明**を行うこと。
- (4)前号を受けて講じた**措置**について、**報告を求め**ること。
- (5)前各号の内容について、必要と認めるときは、**その内容を公表**すること。
- (6)**子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動**として、**広報及び啓発**を行うこと。

必要ならば
調整的活動

子どもの
人権機関
としての
調査機能

子どもの権利
を基盤とする
社会モデル
アプローチ

公的第三者機関としての市の機関との関係

(救済委員会に関する市等の責務)

第17条 市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、**独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません。**

2 前項の施設以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、**積極的に協力するよう努めます。**

3 市長は、前条第1項各号に規定する職務の遂行に必要な補助を行うために、**子どもの権利相談員を置きます。**

4 市及び子ども施設は、**救済委員会の機能が十分果たされるよう、第8条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を実践するものとします。**

5 市は、子どもの相談救済に関し、**救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。**

(19条6項)

市及び子ども施設は、検証の実施にあたって、条例委員会及び市民モニターの**活動に対して積極的に協力し援助するものとします。**

〈審議→報告〉
に対する
市の**協力・援助義務**

〈相談-申立て→調査→勧告等→措置報告→公表〉
〈人権侵害の予防的活動としての広報・啓発〉
に対する市の**独立性尊重と協力・援助義務**

「条例第6条を子どもたちに保障する 子どもの人権機関の設置」について

同条第1項「必要な仕組み」とは何か?どう整えていくか?

2024.5.7

泉南市子どもの権利条例委員会

1. 泉南市子どもの権利条例第6条(子どもの相談と救済)

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、**自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。**

2 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、**これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整えます。**

必要な仕組み
とは?

3 子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、**その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。**

4 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、**その子どもの最善の利益を具体的に実現できるように救済に努めなければなりません。**

「子どもの人権侵害は、相談機関だけで解決することはできません。」(p.44)

2. 子どもの人権機関(子どもオンブズマン制度)の定義—国連子どもの権利委員会

●子どもの権利を基盤とするアプローチをとる。

▼子どもの権利条約に対するコミットメント

▼子どもの意見表明・参加(12条)から子どもの最善の利益(3条)へ

子どもと子どもの権利
にかかわる専門性

●独立した公的第三者機関としての機能と権限をもつ。

▼子どもの権利モニタリング ▼制度改善提言

▼個別救済 ▼子どもの権利の広報・宣伝・教育

調査権・勧告権
等の法的権限

●子どもにとって不可欠な「まち(社会/環境)」づくりの視点をもつ。

▼「すべての人の参加とパートナーシップ」(1996ハビタットⅡ)

▼「子どもにふさわしい世界」(2002国連子ども特別総会)

▼「子どもにやさしいまち」(ユニセフ・イノチェンティ研究所)

社会モデル
アプローチ

3. 人権機関/子どもオンブズマン制度に関する国連勧告

国連子どもの権利委員会対日総括所見1998年・2004年・2010年(抜粋・要約)

①子どもの権利保障を含む人権擁護法の制定とパリ原則に基づく国レベルの人権機関を設置すること。

②子どもの権利に関する包括的な法律の制定を検討して、条約の原則・規定と国内法制度の完全なる適合を図ること。

2022年こども基本法

③都道府県における地方オンブズマンの設立を促進し、それらオンブズマンと国の人権委員会と調整するための制度を設立すること。

④国の人権委員会と地方レベルのオンブズマンに適切な人材と財源を供給し、子どもが利用しやすいものとなるよう確保すること。

⑤子どもの権利の実現のために行われる全ての活動を、国・都道府県・市町村レベルにおいて効果的に調整するための、明確な権限と十分な人的・財政的資源を有する適切な国内メカニズムを構築すること。

4. 日本における施策動向①: 児童福祉法の2016年改正

第1条 **すべて国民は、**児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 **すべて児童は、**ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 **国及び地方公共団体は、**児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第1条 **全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の**福祉を等しく保障される権利を有する。**

第2条 **全て国民は、**児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 **児童の保護者は、**児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任を負う。**

3 **国及び地方公共団体は、**児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

保護の児童観 から 権利主体の児童観へ

5. 日本における施策動向②: 児童虐待防止対策強化のための2019年法改正

「**児童虐待防止対策の強化**を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」
(2019.6.26 内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長)

第1 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、**児童の権利擁護、**児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

第2 改正の概要

I 児童の権利擁護

- 1 親権者等による体罰の禁止
- 2 懲戒権の在り方の検討
- 3 児童相談所の業務の明確化
- 4 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項
- 5 **児童の意見表明権を保障する仕組みの検討⇒**

II 市町村及び児童相談所の体制強化等

III 児童相談所の設置促進

IV 検討事項等

子どもの権利
基盤アプローチ
をめざす動き

政府は、改正法の施行後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、**児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べること**ができる**機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**こと。

(改正法附則第7条第4項関係)

6. 日本の自治体が設置する「子どもオンブズパーソン制度」に対する国連勧告
 (2019年 国連子どもの権利委員会の日本に対する第4回・5回総括所見)

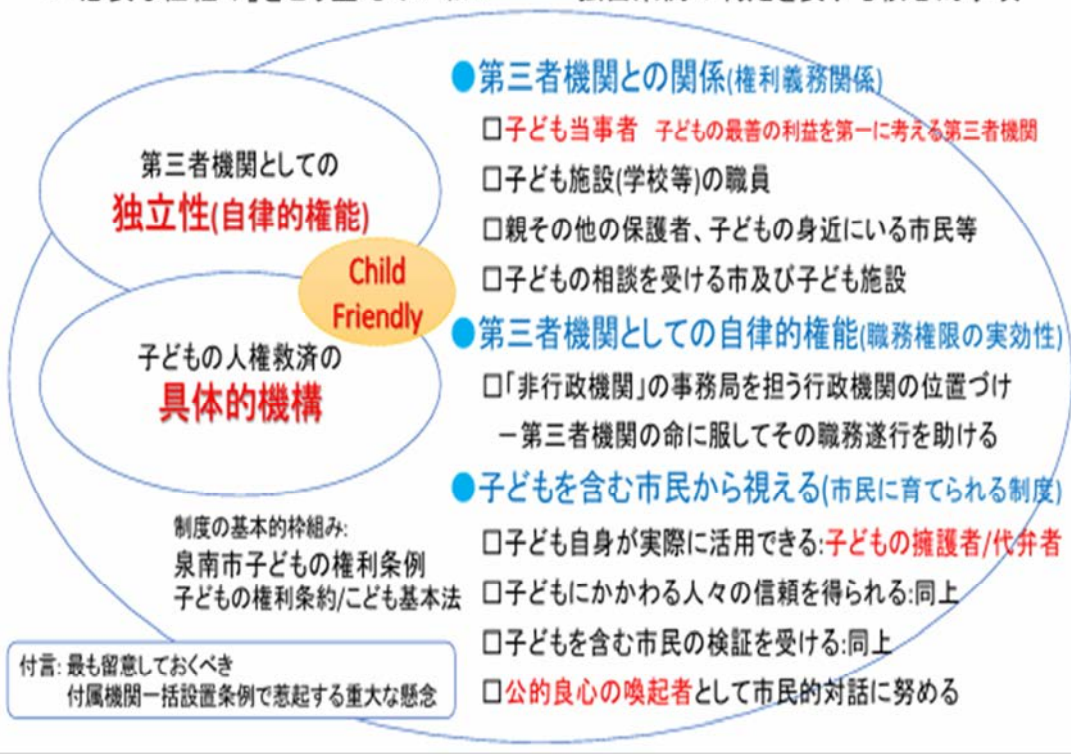
12. 地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

第三者機関としての
独立性(自律的権能)

子どもの人権救済の
具体的機構

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査し、かつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための**具体的機構**を含んだ、人権を監視するための**独立した機構**を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則**(パリ原則)**の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような**監視機関の独立**を確保するための措置。

7. 「必要な仕組み」をどう整えていくか? … 独自条例の制定を要する核心的事項



8. 子どもの人権救済機関の活動の原則とアプローチ

泉南市
子どもの権利
条例
第3条

● 子どもの意見表明と参加の権利(12条)

- ▼子どもは、**問題解決に参加する主体**である。
- ▼おとなは、**子どもとのパートナーシップ**を必要とする。

相談権

申立て権

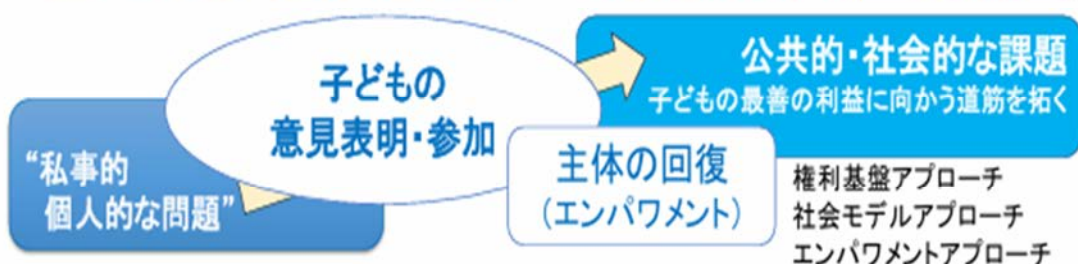
● 子どもの最善の利益を第一に考慮する義務(3条)

- ▼まず、**子どもの話を聴く**。必要な代弁に努める。
- ▼どうすれば**子どもの最善**を実現できるか**調査**する。
- ▼市長等に**是正等**を**勧告**／**制度改善**を**意見表明**する。
- ▼広く**市民世論**に訴える(学習/啓発)＝**公的良心**を喚起する。

調査権

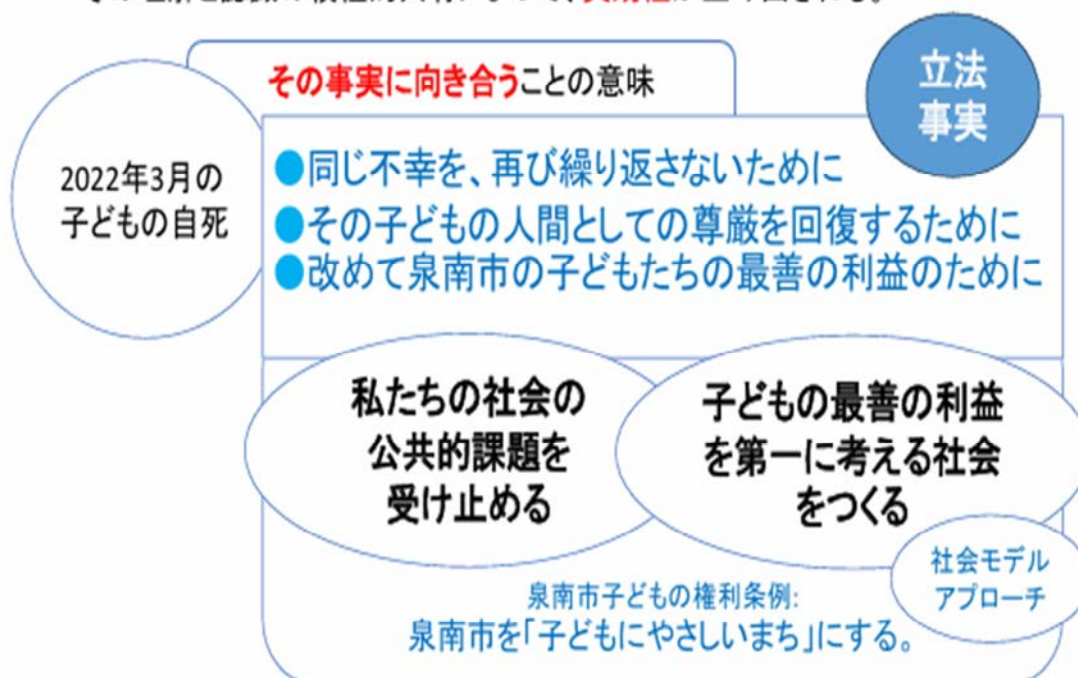
勧告権

公表権



9. **立法事実**をどう捉えるか: **なぜ今、子どもの人権機関をつくるのか?**

—その理解と認識の積極的共有によって、**実効性**が生み出される。



資料1の7. 11.20 子どもたちへのメッセージ

泉南市子どもの権利に関する条例第14条は、子どもの権利条約が国連で採択された1989年11月20日にちなんで、「11月20日を泉南市子どもの権利の日とする」定めています。これを受け止め、救済委員の合議によりメッセージを起草し、小中学校を通して配布しました。

せんなんし こ 泉南市の子どものみなさんへ

がつはつか こ けんり ひ よ 11月20日「子どもの権利の日」に寄せて

わたしたちは、せんなんし こ けんりきゅうさいいいん ことし がつ
いん さいしよ せんなんし こ けんり ひ
委員になって最初の「泉南市子どもの権利の日」に、みなさんに、メッセージをとどけたいと思
おも
います。

「けんり (権利)」というのは、
「だれでもみんな、人として生きていくためにあたりまえにもっているはずのこと」です。
う た ぼしよ あんしん ねむ
飢えずに食えること、住む場所があること、安心して眠ること…
けんり じぶん きも おも かんが じゆう はな ひょうげん
そして、子どもにとっての権利は、自分の気持ちや思い、考えを自由に話したり表現したり
にんげん たいせつ
できて、人間として大切にされること。だから、ひとりぼっちにならずに相談したり、助けて
あそ かつ あ まな こ けんり
もらうこと、遊ぶこと、語り合うこと、学ぶこと… それらはどれも子どもの権利です。

ねん がつはつか せかい くに あつ こくれん こくさいれんごう こ けんりじょうやく さだ
1989年11月20日、世界の国が集まる国連(国際連合)は、「子どもの権利条約」を定めまし
こ けんり さいしよ せかい さいしよ じょうやく にほん ねん がつ こっかい けつぎ
た。子どもの権利について定めた世界で最初の条約です。日本は、1994年4月、国会で決議し
こ けんりじょうやく にほん ほうりつ
て、「子どもの権利条約」を日本の法律としました。

せんなんし こ けんり こ けんり けんり かん じょうやく ほんとう
じつげん ねん がついたち せんなんし こ けんり かん じょうやく さいしよ
泉南市は、子どもの権利について、子どももおとなも、みんなが知って、この条約を本当に
実現していくために、2012年10月1日、「泉南市子どもの権利に関する条例」を議会で定めま
した。

じょうやく こ にんげん たいせつ こ じだい しあわ す
この条例は、どの子どもも人間として大切にされ、子ども時代を幸せに過ごすことができ
るよう、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていきます、と約束しています(第1条)。

そのために「子どもは権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利
じょうやく もと けんり ほしょう たいせつ じょうやく さだ がつはつか せんなんし こ
条約に基づく権利を保障されます(第3条)と定めています。そして、「11月20日を泉南市子
けんり ひ だい じょう き だい じょう き
どもの権利の日とします(第14条)と決めたのです。

ねん がつ じょうやく かいせい さいしよ せんなんし こ けんりきゅうさいいいんかい
2025年4月、この条例が改正されて、新しく「泉南市子どもの権利救済委員会」ができた
こ けんりきゅうさいいいん さいしよ せんなんし こ けんり かん じょうやく さいしよ
した。わたしたち子どもの権利救済委員は、みなさんのいろいろな声や意見を聴かせてほしい
ねが
と願っています。そして「子どもの権利」を、みなさんといっしょに実現していきたい、と願
ねが
っています。

ねん がつはつか
2025年11月20日
せんなんし こ けんりきゅうさいいいん
泉南市子どもの権利救済委員

資料 1 の 8. 独立性を担保するために必要な事務局の設置を求める要請

「子どもの権利救済委員会」の制度運営に関して、3委員の認識と設置者たる市当局の認識とにおいて隔たりのあることが5月1日以降の経過の中で明らかになり（⇒資料1の2「5月8日臨時会議」）、その諸課題の中でも、特に公的第三者機関の制度運営に不可欠な「事務局」の設置については、行政等から独立した子どもの人権機関としての本来の機能をよりの確に発揮できるようにするため、その条件整備を求めるものとして、次の要請文を提出しました。⇒資料1の2「第9回会議」

2025年12月11日

泉南市長 山本 優真 様
泉南市教育長 上中 和則 様

泉南市子どもの権利救済委員会
代表委員 吉永省三
代表代行委員 田中 文子
委員 伊藤 あすみ

泉南市子どもの権利救済委員会の公的第三者機関としての 独立性を担保するために必要な事務局の設置を求める要請

本委員会は標記の件について、泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)第15条第3項が定める本委員会の責務に根差して、以下のとおり要請するものです。

記

1. 要請事項

条例は第17条第1項において「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません」と定めています。この独立性尊重義務および積極的協力援助義務に照らして、本委員会(泉南市子どもの権利救済委員会)の事務局を来年度当初より設置して頂くよう、本委員会の共同設置者たる市長および教育委員会に対して要請致します。

2. 本要請を行う理由: 現状において懸念される問題

本委員会は、本年4月の設置以来、独自の事務局が設けられることなく経過しており、その間、本委員会の庶務は「子ども政策課」が扱うものとして対処されてきました。

しかしながら、このような現状の制度運営では、本委員会が——行政や学校等から独立した人権機関として——市民等の「相談」や「救済申立て」等を受けるために不可欠な「秘密を守る」ことが、十分には担保されないのではないかとの懸念が生じます。

いうまでもなく、子どもを含む市民等の本委員会に対する相談や救済申立ては、本委員会が「行政や学校等から独立した立場で子どもの最善の利益を追求する第三者機関である」

との信頼があつてこそ、なされ得るものです。すなわち、本委員会が条例に基づいて扱う相談や救済申立ての受付、調査や勧告等にかかわる意思形成上の検討や判断等は、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立つ独立的な機関として行うものであつて、行政機関等の介入を受けたり、それらへの付度等をもって行うものではありません。

したがって、子どもの権利救済委員会は、そのような行政上の介入や付度等の余地を適切に排除した制度として運営されねばならず、よつて本委員会は、本委員会の守秘を制度的に担保できる「子どもの権利救済委員会事務局」の速やかな設置を求めるものです。

なお、地方自治法による附属機関は「条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関」（同法第202条3の1）であり、自治体における行政執行の民主化や公正化、専門的知識の導入等を目的として設置されるものです。それゆゑ、その担任する事項に関しては、行政からの独立・第三者性が不可欠であり、これを担保するための事務局の設置は地方自治法の本旨にかなうものです。

3. 本要請を行う背景および根拠(その1): 泉南市の子どもの自死と第三者委員会報告等

条例は、本委員会を設置する根拠あるいは立法事実について、「泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される『まちづくり』を改めて推進するため」（第15条第1項）と明文規定しています。この規定は、2022年3月に泉南市の中学1年生が自死するという深刻な事態を受け止める中から、生まれてきました。

この2022年3月の子どもの自死について、市長設置の附属機関「中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会」が昨年5月、「泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告書」（令和6年5月28日、全100頁）を提出しています。そこでは6章にわたる「再発防止に向けた提言」がなされ、特に「子どもの権利に関する制度の見直しと実効化」（同報告第6の第6章）が提起されています。これを受けて本委員会が設置されたと理解されます。

その提言の中では、国連子どもの権利委員会が日本に勧告した子どもオンブズパーソン等の設置やその基本的枠組みとなるパリ原則（国内人権機関の地位に関する原則、1993年国連総会）にも言及して、次のように述べています。

「教育委員会や市の部局からの独立性を確保するため、地方自治法の規定に基づく市長の附属機関として設置し、調査や関係機関等に対する意見表明（評価、懸念、勧告、市民への提言）等の権限を整備する必要がある」（傍点引用者）。そして「子どもの人権を救済するための常設の公的第三者機関の設置が必要」と提言しています。この提言を具体化するものとして、本委員会が設置されました。

また、泉南市子どもの権利条例委員会においても、同様の提言が、これまでの数年次にわたる市長報告書の中で繰り返し行われてきました。上述の第三者委員会報告は、子どもの権利条例委員会が積み重ねてきた検討と提言をも踏まえ、改めて行われたものです。

これら二つの委員会のいずれもが共通して求めていることは、「教育委員会や市の部局からの独立性を確保する」そこにあります。本要請の根拠も、まさにそこにあります。

4. 本要請を行う背景および根拠(その2): 国連子どもの権利委員会の勧告

日本の自治体における子どもの権利救済の制度について、国連子どもの権利委員会は、日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見の中で、次のように日本に対する

勧告を強く発しています(傍点引用者)。

地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視(モニタリング)するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則(パリ原則)の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

(パラグラフ 12「独立の監視」)

勧告は、「子どもにやさしいやり方で受理し、調査し」と述べています。これは子どもによるアクセスや制度利用の容易さを求めるものであるとともに、相談や申立て、調査等が、常に当事者の子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立って、まず何よりも当事者等の秘密が守られ、安心して相談や申立てができ、かつ行政等の不要な介入を受けることなく、具体化されることを求めるものです。

そしてそのための「具体的機構」としての「独立した機構」、「独立を確保するための措置」を必要不可欠なものとして求めています。

本委員会は、このような「具体的機構」等として求められる、最も基本的な制度整備の一環として、本委員会の実効的な職務遂行の成否に深くかかわって必要となる「泉南市子どもの権利救済委員会事務局」の設置を求めるものです。

5. 本要請を行う背景および根拠(その3): こども基本法とこども大綱

日本が1994年に批准し発効した子どもの権利条約に則る、子どもにかかわる包括的立法として、こども基本法が2022年6月に制定され、翌年4月から施行されています。これを受けて2023年12月には、こども大綱が閣議決定されています。

大綱は、こども基本法に基づく「こども施策に関する基本的な方針」(大綱の第2)として、「(1)こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことをはじめ、6項目を示しています。その中では、「(6)施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する」との方針を打ち出す中で上述来の子どもの権利条約や国連子どもの権利委員会に關係して、特に次のように述べています(傍点引用者)。

国際機関や国際社会における様々な取組と連携する。こどもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解やOECD、G7やG20における国際的な議論などを踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する。

大綱は、子どもの権利条約を「誠実に遵守する」として、国連子どもの権利委員会の見

解、すなわちその一般的意見や締約国に対する総括所見(勧告等)を踏まえて、施策を推進する、と明らかにしたのです。

したがって、泉南市が本年4月に設置した「子どもの権利救済委員会」の制度もまた、こども大綱が示す、これら「こども施策の基本的な方針」を十分に踏まえる中で、その制度運営の創意工夫を図ることが求められます。

さらに大綱は、「こども施策に関する重要事項」(大綱の第3)を述べる中で、特に「子どもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」(傍点引用者)と述べています。

ことに「オンブズパーソン等」との制度名称を用いて、大綱が地方自治体において求められる子どもの権利救済機関を指し示していることには、改めての留意が求められます。もとより、この「オンブズパーソン等」とは、上述で触れた国連子どもの権利委員会の勧告において示された「子どものためのオンブズパーソン」を指しています。

よって、「泉南市子どもの権利救済委員会」の制度運営においては、こども基本法とその大綱を踏まえ——すなわち子どもの権利条約を誠実に遵守し、国連子どもの権利委員会の勧告等を積極的に受け止める中から——、独立性と第三者性を有する人権機関としての機能と役割を可能な限り発揮することのできる、子どもオンブズパーソン制度として、その制度運営に最大限に努めていくことが求められます。

以上、「泉南市子どもの権利救済委員会」を、子どもたちの最善の利益の実現に向けてより有効に機能させていくため、本委員会の事務局の設置を求めるものです。

以上

資料 2

条例に基づく救済申立てと調査等に関する資料

資料 2 の 1. 条例第 16 条第 1 項第 2 号の救済申立て等に関する様式

(様式 1) 泉南市子どもの権利に関する条例に基づく救済申立書

年 月 日

泉南市子どもの権利救済委員会 宛

(氏名/読み仮名/年齢)

(連絡先)

私は、泉南市子どもの権利に関する条例に基づき、
同第 15 条第 2 項が定める「救済の申立て」を下記により行います。

記

1. 私は、条例第 3 条「子どもの権利の尊重」に基づき、次のことについて、子どもの権利が侵害されているとの疑いをもっています。(別紙記載可。以下同)

2. 私は、この問題について、次のような調査(第16条第1項第2号)を求めます。

3. 私は、当該子どもについて、次の救済がはかれるよう申立てるものです。

子どもの権利救済委員会受付時記入欄(受付者において記入します)

(救済が必要な子ども)

(その子どもと申立人との関係)

(その他特記事項)

受理した年月日と受付者:

(様式 2) 救済申立人に対する調査実施通知書

年 月 日

様

泉南市子どもの権利救済委員会

代表委員

年 月 日付でご提出いただきました「泉南市子どもの権利に関する条例に基づく申立書」について、泉南市子どもの権利救済委員会規則及び同委員会運営要綱に基づく審査を年 月 日におこなった結果、本委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)第 16 条が定める調査を下記により実施することが妥当と判断しました。

記

1. 本件で受理した申立書
別添写しのとおり

2. 本件における主たる調査課題

3. 本件における主たる調査対象

4. 本件における主たる担当委員

5. その他本件における条例上の対処

上記調査の結果、本委員会が必要と認めるときは、条例第 16 条第 1 項第 3 号その他の規定に基づく対処を行います。

6. 連絡等: 本通知に関してご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

電話の場合

メールの場合

以上

(様式 3) 関係機関に対する調査実施通知書

年 月 日

様

泉南市子どもの権利救済委員会

代表委員

本委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)第 16 条が定める調査について、これを規則第 7 条第 項の定めるところに従い実施することと致しましたので、同条第 3 項により、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、条例が目的とする「子どもにやさしいまち」(第 1 条)及び「子どもの権利の尊重」(第 3 条)を共通の基盤として、改めて条例第 17 条第 1 項に基づく本件調査への積極的な協力等について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 本件における主たる調査課題

2. 本件における主たる調査対象

3. 本件における主たる担当委員

4. その他本件における条例上の対処

上記調査の結果、本委員会が必要と認めるときは、条例第 16 条第 1 項第 3 号その他の規定に基づく対処を行います。

5. 連絡等: 本通知に関してご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

電話の場合

メールの場合

以上

資料 2 の 2 . 条例に基づく救済申立ての受付と調査等の実施（第 1 年次）

第 1 年次(2025 年 4 月 1 日～12 月 27 日)では、条例第 15 条第 2 項に基づく救済の申立ての受付、それに伴い第 16 条に定められた職務について、次のように実施しました。

まず、条例第 16 条が定める救済委員会の職務事項について、その具体的な実施に際して必要となる事務手続きの枠組みとして、本委員会の運営要綱や要領等について必要な検討および整備を図るとともに、本委員会の職務研修等を行うものとして、4 月から 7 月上旬までを救済申立ての受付と調査等の実施その他職務開始のための準備期間としました。

これを踏まえ、7 月 15 日から、条例に基づく救済申立ての受付を開始しました。

第 1 年次(2025 年 7 月 15 日～12 月 27 日)においては、条例第 15 条第 2 項に基づく救済の申立てが、1 件ありました。

これについて、10 月 9 日に臨時会議を開催し、申立てられた事項について 3 委員合議による審査を行った結果、本件について条例に基づく調査を実施することが妥当と判断し、調査を開始することとしました。

第 1 年次報告の現段階においても調査継続中であることから、第 2 年次以降の年次報告において改めて必要な報告を行うものとします。

資料 3

条例に基づく予防的活動と相談受付に関する資料

資料3の1. おとな対象の予防的活動 「おとなと出会う」

泉南市では、2012年10月に「子どもの権利に関する条例」を制定して以来、行政職員、教職員、保護者、民生委員・児童委員、人権擁護委員など、さまざまな立場の方々に向けて、子どもの権利について伝える取組を行ってきました。

2019年度からは、国の交付金事業を活用し、「ゆうてみいサポーターでつながる地域共生社会の実現」をテーマに、子どもの身近にいるおとなを、子どもの声を聴く人「ゆうてみいサポーター」と位置づけ、連続講座による養成を行ってきました。

現在、ゆうてみいサポーターが特定の活動を担っているわけではありませんが、地域や家庭、所属する組織など、それぞれの場において、子どもに寄り添い、話を聴く存在としての役割を果たしています。

また、2015年4月には条例が改正され、子どもの権利救済委員会が設置されました。制度開始当初は、新たな制度の周知を最優先としつつ、救済委員会を正しく理解するためには、やはり「子どもの権利」という共通の基盤に立つことが不可欠であると考えました。

そのため、子どもの権利とは何か、泉南市におけるこれまでの取組、子ども会議での出会い、救済委員会設置の目的や、委員会がめざしていることなどについて、研修や出前講座を通じてお伝えしてきました。

まとまった時間が取れない場合は、たとえ10分であっても、直接出会い、言葉を交わすことが、子どもの権利の理解と浸透につながると考え、総会や地域の集まりなど、さまざまな場所に行かせていただきました。

「子どもには権利があること」「それは生まれたときから、誰にでもあたりまえにあること」「子どもは支えを必要とする存在であると同時に、自ら考え、決断して生きていく存在であること」「おとなにできることは、子どもの話を聴くこと」

そうした考え方が日常的に語られるまちをめざし、今後も子どもの権利を伝える取組を続けていきたいと考えています。

校区人権啓発推進協議会総会



校区人権啓発推進協議会とは、小学校区単位で構成されている人権啓発のための協議会です。毎年、市内各小学校・中学校で児童・生徒・保護者・地域の方を対象に、人権や命の大切さについて考えられる機会として、校区の集いを開催しています。

今回は、その総会において、救済委員会の概要を説明しました。

参加者の様子



これまでも子どもの権利に関する条例について、話を聴いたり、研修等に参加して下さったりした方が多く、熱心に聞いてくださいました。

「新しい相談窓口ができて、子どもに伝わらないと使ってもらえないので、子どもへの広報に力を入れてほしい。」という意見もいただきました。



5月1日	信達校区
5月2日	樽井校区
5月7日	鳴滝校区
5月9日	新家校区
5月10日	砂川校区
5月12日	東校区
5月13日	雄信校区
5月14日	西信達校区

合計112名の協議会委員の方に、新しくできた子どもの権利救済委員会の概要について、伝えることができました。各校区で活動されている方だからこそ、救済委員会の存在を知り、困っている子どもたちに出会ったときには、救済委員会のことを紹介してほしいと思います。

Notice

泉南市立小中学校

学校司書研修



学校図書司書の先生方は、図書室という特別の空間を通して子どもの居場所を提供し、子どもの話を聴き必要な支援を行っています。

11月の子どもの権利の日の前後では、子どもの権利に関する本が閲覧できるように展示の工夫を行ったり、子ども参加で権利について考えるコーナーを設置したりしています。

そこで、改めて子どもの権利と救済委員会ができた経緯や新しい仕組みについて話し、ともに考える時間をもちました。

参加者の様子



「図書館の掲示も子ども参加でできるようにしたい。」「泉南市がさらに取り組んでいる事を知ることができた。」「子ども会議の子どもたちの話を聞いて、本当に悩んでいる子どもに対する声かけの大切さ、本当に悩んでいる子どもの心には、なかなか届かない。などの言葉に共感できました。」「教員間の情報共有について考えていきたいと思いました。」などの意見をいただきました。

5月21日 埋蔵文化財センター

毎年、司書の先生方と話をすると、学校図書室には、子どものプライバシーの権利、情報へのアクセスの権利、主体的に活動する権利、居場所としての役割など、子どもの権利と関係することがたくさんあることに気付きます。司書の先生方は、クラス以外での子どもの姿を把握する役割を担っていることもわかりました。

Notice

「子どもの権利救済」をめぐって

泉南市子どもの権利条例を基盤に
互いの理解と認識を共有していくために

- 泉南市子どもの権利条例の目的(第1条)と原則(第3条)
- 「子どもの権利」の成り立ち～「子どもの発見」からの話
- 「子どもの権利条約」の形成過程と「子ども救済」に向かう話

2025.5.29 吉永 省三
泉南市子どもの権利救済委員



ヤヌシュ・コルチャック(1878-1942)「子どもの権利条約の精神の父」

「子どもは、だんだんと人間になっていくのではなく、すでに、人間です。」

「子どものなかに人間を見る。」

「子どもは、未来に生きる存在ではなく、今、今日、現在に生きる存在です。」

現実態

大人は子どもに、明日の人間という負担を強い、今日を生きる人間の権利を与えない。

大人が子どもに広範なイニシアティブを与える唯一の領域、遊びに対し、子どもには権利がある。

子どもは自分の悲しみに対して、自分の望みに対して、質問に対しても、尊重を求める権利を持っている。

子どもには秘密を持つ権利がある。

子どもには「知っていません。でも言いません」という権利がある。

権利主体

社会的存在

本名:ヘンリイック・ゴードシュミット(1878-1942)、ユダヤ系ポーランド人。医師、慈善活動家、作家、教育者、孤児院長、ラジオのパーソナリティ。39年11月、200人の孤児たちとともにワルシャワゲットーへ。42年8月、トレ布林カ絶滅収容所へ。

教育委員会事務局管理職研修

吉永省三委員が、教育委員会事務局の管理職を対象に、「『子どもの権利救済』をめぐって ～泉南市子どもの権利条例を基盤に、互いの理解と認識を共有していくために～」をテーマに90分間の研修講師を務めました。

参加者の感想

- 子どもの参加する権利を保障するためには、子どもが自分たちの権利を知り、表明できる権利を教えることではなく、今を生きる子どもたちの声を私たちが聞き続けていくことがスタートだと感じました。
- 子どもたちがただ守られる存在ではなく、子どもたちと一緒に、子どもの発達に寄り添う教育が必要だということがとても印象に残りました。
- 「子ども」がいつでも受動ではなく、能動的であるために、参加・参画そのための意見表明などとても重要であると感じました。

※一部抜粋

5月29日

埋蔵文化財センター

子どもの権利救済制度の設置にちなんで、まずは、教育委員会事務局の管理職研修、続いて、学校園の管理職研修、夏休みには職員研修を実施しました。子どもが通う学校にかかわる先生方の理解と協力を得ることが、この仕組みを推進していくために、とても大切だと考えています。

Notice



公立学校長等管理職研修会

吉永省三委員が、公立学校長等の管理職を対象に、「子どもの権利救済」についての研修講師を務めました。

子どもの権利救済制度の基盤となる「泉南市子どもの権利に関する条例」の目的と原則の他、学校園の役割等について共に学び合いました。

参加者の感想

- 子どもが主体となる学校づくりのためには、子どもの権利を基盤とした教育課程の編成と実施が必須だと改めて考えさせられました。
- 「子どもの話を聞くしかない」にいきついたと言われた言葉が身にしみました。
- 子どもの最善の利益のために、おとなが共通の基盤をもつことが大切であり、学校でもその仕組みを整えることの必要性を感じました。教職員と共通理解をはかったり、教育課程(特別活動など)の中で子ども達の能動的な意志を引き出したりできるような働きかけをしていきたいと思えます。

※一部抜粋

6月19日

埋蔵文化財センター

泉南市子どもの権利に関する条例第8条第2項には、「子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程等に位置づけて実施するものとします。」と規定されています。

学校園所においては、毎年11月の子どもの権利の日を中心に権利学習を行っていますが、教育課程に位置付けて実施することで、より計画的、持続的で効果的な実施につながるようになりました。

Notice



子どもにやさしい まちづくり学習会

吉永省三委員が、行政職員・学校教職員・子どもにかかわる市民等を対象に、「泉南市における『子どもの権利救済』の現状と課題」をテーマに120分の学習会講師を務めました。

2022年3月の子どもの自死にむき合い、その不幸を再び繰り返さないよう誓う中から条例改正が行われ、子どもの権利救済委員会が設置されたことを改めて受け止め、「子どもの権利救済」を共に考えました。

参加者の感想

- 「子どもにやさしいまち」にするにはおとなの私達がたくさん勉強し、色んなことを知らなければいけないと思いました。子どもがいじめや虐待、体罰を受けないような世の中にするのもおとなの責任だと思います。
- 条例⇔救済委員会⇔行政が完全に近い守秘義務を基にお互い情報の共有化をして行く間に市民によるサポートチームを加えることによって、救済委員会につながって行くことを念願しています。
- おとなの言動によって「子どもの権利」がある事をまずは大切にして、我が子や地域の子どもさんに伝えていきたいと思っています。

※一部抜粋

6月12日 市民交流センター

昨年まで実施していた「ゆうてみいサポーター養成研修」をリニューアルして、救済委員等を講師に前期、後期の学習会を実施することになりました。今後3年間の中で、どこかの研修に1度は参加するという行政研修として位置付けています。市民と行政や子どもにかかわる職員が共に、子どもの権利について考える機会となっています。

Notice

子どもにやさしい まちづくり学習会



伊藤あすみ委員が、行政職員・学校教職員・子どもにかかわる市民等を対象に、「子どもの権利救済～子どもシェルターの活動・いつも子どもを真ん中に～」をテーマに120分の学習会講師を務めました。

虐待など様々な理由により居場所のない子どもの緊急避難所である「子どもシェルター」の活動について学びました。

参加者の感想

- 意見を聞く時に、気持ち、思い、表情、うなずきとか、色々子どもは多角的によく見ている、心で聴く事が大切だととても感じました。
- 子どもの意見表明は、たとえ言葉の話せない赤ちゃんに対しても態度や声で発信していると思うので、それをキャッチしていきたいです。
- 地域で共に暮らすおとなとして、知り合って、声をかけ会える関係になれば、何か自分の思いも吐露してくれるかと思えます。なかなかおとなの方が鈍感で自分自身もアンテナを高くしてなくてはといつも思っています。

※一部抜粋

6月19日 市民交流センター

子どもの権利条約の一般原則に第2条の「差別の禁止」があります。子どもは国の違いや言葉の違い、障害があるかないかなどで差別されることなく、みんな平等にこの条約にある権利をもっているという原則です。様々な理由でシェルターで生活している子どもの権利をどのように保障していくのか、まずはやはり聴くことだと痛感しました。

Notice

子どもにやさしい まちづくり学習会



田中文字子委員が、行政職員・学校教職員・子どもにかかわる市民等を対象に、「子どもの権利救済～子どもにやさしいまちをめざして～」をテーマに120分の学習会講師を務めました。

相談した子どもは、受け身になりがちですが、子どもは、指導や助言を受ける受け身な客体ではなく、ともに解決している主体であることを改めて受けとめ合いました。

参加者の感想

- 学校での子どもと教師との関係性だけでなく、自分の思いを聞いてくれる学校以外の場があることの必要性を感じました。人とつながる、関係性の回復、ともに解決していく意見表明の機会、子どもの秘密を守る、この立ち位置で相談にむかいあうことをお話していただいて、権利救済制度ができたけど子どもたちの思いを十分に受け止められるのかと不安でしたが安心しました。子どもたちが相談したい、聞いてほしい場になってほしい。行ってみたい、行こう、その場にいけない環境づくりもよろしくお願いします。
- おとなも発達途上、未成熟ということを忘れないようにしないと…とつくづく思います。「子どもにきく」表明権の意味がよく分かりました。一市民としては、近所の人たちとの関係を本当に大切につむいでいかななくてはと日々思っています。なかなか実践はむずかしいです。知り合えば、何かできることも相互に出てくるだろうし、孤立は防げると思うからです。

※一部抜粋

6月26日 市民交流センター

子どもを解決の主体にするということは、話し合いをする際に、「誰がどこに座るのか」「どの順番で話をするのか」など、細かいところも子どもと一緒に決めることだと聴きました。

子どもの意見を聞いてそうすることは、何も特別なことではなく、あたりまえのことなのだと気付かされました。

Notice

子どもにやさしい まちづくり学習会



子どもの権利相談員が、行政職員・学校教職員・子どもにかかわる市民等を対象に「子どもの権利救済委員会にこめられた願いと期待」をテーマに話をしました。

子どもの権利に関する条例が制定されて10年の取組と、新たに設置された子どもの権利救済委員会の目的や役割について伝えました。

参加者の感想

- 子ども会議の活動をよく知らず、素晴らしい活動だと思いますが、知識が身につくことで逆に辛くなる時があるというのを聞くと、本当に難しいと感じました。ストレートな子どもの感情を聞いたとき、自分自身も上から目線になって話していると思います。いい勉強になりました。
- 一人で悩まず、一緒に考えてくれる相談場所がある事を、本当にしんどい子どもに届く様なシステムにしてもらったら本当に子どもにやさしいまちになって行くと思いました。
- 既存の相談窓口と今回新設される相談員は何がどう違うのか。結果的に相談したい「子ども」が心から信頼をもって相談できる事と存在そのものが防衛的效果を持たせることが出来るものとして頂けることを願っています。
- 平日の開催は参加するのが難しいです。子ども会議はオンラインでできるのに、おとなの参加するこの学習会はオンラインもアーカイブもないので、オンラインでアーカイブ希望します。
※一部抜粋

7月3日

市民交流センター

せんなん子ども会議は、条例ができた1か月後にスタートを切り、これまでも4月を除いて月1回のペースで開催してきました。

子ども会議に参加して権利とともにおとなになった若者が、今度は子ども会議のスタッフとして子どもたちの身近な存在として関わっています。

おとなが、子どもや若者から得るものは多くあります。

Notice



公立学校園教職員研修会

吉永省三委員が、泉南市の学校園の全職員（教職員や保育士等）を対象に、「子どもの権利救済について」をテーマに講演しました。

その中で、「子どもの発見」「子どもの権利の宣言と条約」「日本の子どもの権利条約30年」について、共に考えました。



参加者の感想

- 子どもの権利に関わる法令や、世界基準の条約など知らない歴史ばかりでした。特に、大きな戦争の直後に権利宣言が出されたり、条約が結ばれたりしています。しかし、戦争がまた起きるパターンが繰り返され、子どもの人権は結果的に尊重されてきていなかったことがわかりました。
- この講義を通して、子どもの権利条約が子どもたち一人ひとりの尊厳や可能性を守るために重要なものであることと、日々の教育現場でどう生かせるかを考えるきっかけになりました。
- 研修で特に印象に残ったのは、「子どもはだんだんと人間になっていくのではなく、すでに人間です。」という言葉です。子どもを未成熟な存在とみなすのではなく、今この瞬間を生きる尊い存在として見つめなおす大切さを学びました。

※一部抜粋

7月29日

泉南市文化ホール

子どもの権利条約が制定された歴史や、子どもの権利条約の理念などは、聞くたびに自分の実践や社会の状況と照らし合わせて、新たな気づきにつながっています。

大学の授業を思い出したという感想もありましたが、実際に子どもとかかわる今だからこそわかることも、たくさんあると思いました。

Notice

樽井地区福祉委員会

7月25日 樽井防災コミュニティセンター

樽井地区福祉委員会より、泉南市伝市メール講座（職員が講師として市政の推進に係る事業や制度などについて市民に説明する講座）に申込がありました。「子どもの権利」と「子どもの権利救済委員会」について聞かせてほしいという依頼でした。

子どもの権利相談員が講師を務めました。

参加者の感想

- 私たち子どもの頃は、親や目上の人に対して、意見を言うことができなかった時代ですが、今日の話聞いて子どもの話を聞くって大事なことだなと思いました。
- 日ごろ考える機会がないので、講座を受けて改めて考える機会を得て、これから役立てたい。
※一部抜粋

泉南市区長会総会

泉南市の区長さんには、子どもの権利に関するニュースレターや、研修会の案内を回覧していただいたり、区内の掲示板に貼っていただいたり、様々な協力をいただいています。

そこで、全区長さんが集まる総会において、日頃のお礼と、泉南市子どもの権利に関する条例と、子どもの権利救済委員会について、お伝えしました。



11月26日 総合福祉センター

地域には、子どもたちを見守るたくさんのおとながいます。そのおとなの方に、子どもの権利のことを知ってもらい、子どもの力を信じながらも、子どもに寄り添い、支える存在になっていただくことが、「こどもにやさしいまち」をつくるためには、とても重要です。

真剣に聞いてくださる、委員や区長さんとのつながりを大切にしたいと思います。

Notice

くすのき幼稚園保護者研修



泉南市の学校および就学前施設では、11月20日の子どもの権利の日になんで、子どもの権利学習を実施しています。それに伴い、保護者の方にも、子どもの権利学習を実施していこうという取り組みも行われています。

今年は、くすのき幼稚園の保護者の方に、子どもの権利について、日々の子どもの姿を交えながら、「身近な生活の中の子どもの権利」ということで話をしました。

参加者の様子

- 「子どもの権利について」今回の研修ではじめて知りました。毎日の生活の中で参考にしたいなと思うことがいくつかありました。忙しくても、少し子どもの話を聴く。とても大切な事なんだと、当たり前のようにできていないこともたくさんあると感じました。
- 余裕がない時は、「〇〇しないと〇〇できないよ！」と言ってしまうときがあるので言うことを聞かす子育てよりも、気持ちに寄り添った子育てを大切に、自分がつかう言動にも気をつけていきたいです。
- 子どもの権利という言葉は目にすることはあっても中々深く考えることはなかったので、今回の研修で知れてよかったです。反省する毎日ですが、子どもたちが笑顔ですごせるように努力していきたいです。

※一部抜粋

11月17日 市民交流センター

保護者に「子どもの権利に関する条例」の認知度をアンケートすると、子どもの年齢が上がるにつれて認知度もあがります。就学前の時にはじめて出会って、就学後も何度か聞く機会が設定されているからでしょう。就学前の保護者が、はじめての入口として、むずかしいと感じてしまうことのないよう、具体的な姿を通して伝わるようにしています。

Notice

子育て支援センター子育て講座



子育て支援センター「ひだまり」では、いくつかの子育て講座を実施しています。今年も、「毎日の生活の中には、子どもの権利があふれている！」～子どもの言葉・表情・態度すべてが子どもの意見表明～というテーマで話をしました。

参加者は、子どもを保育士に任せて、お互いの意見を出し合いながら、わきあいあいとした時間となりました。

参加者の様子

- 子どもの話を聴くことの大切さと難しさを感じました。今一度、聴くことに意識をむけたいと思います。
- 言わない権利がある。なんでも知りたいと思っていただけども、「言いたくないときにはいわなくてもいいよ」と5歳のおねえちゃんに伝えたいと思います。
- 子どもの接し方など色々勉強になりました。とてもよかったです。
- 素敵なお話をきけてうれしかったです。

※一部抜粋

11月19日

市民交流センター

乳幼児を育てている保護者の方に、子どもの権利のことを話す時には、「子どもの権利」を意識するあまりに、毎日がしんどくならないようにと心がけています。

ご飯を食べさせることも、寝かせることも、お風呂に入れることも、話を聴くことも、実際はそんなに簡単なことではなく、毎日がとてつもなく大変だということがわかるだけに、保護者の方には無理なく、子どもとの時間を過ごしてほしいと思います。

Notice

資料3の2. 子ども対象の予防的活動 「子どもと出会う」

「子どもたちが、困った時、苦しい時、誰かに聞いて欲しいと思ったときに、気軽に相談をしてほしい」と思い、2025年7月15日に、相談受付を開始しました。

まずは、フリーダイヤルの電話と、メールの受付ということで、スタートしました。子どもにとっては、どこの誰だかわからない人に相談するのは難しいのでは・・・という思いもあったので、相談員が実際に子どもたちに会いに行くことにしました。

人権国際教育課が担当する「子ども会議」と青少年センターが担当する「2学期遊び広場」や「夏の放課後の居場所」に行かせていただきました。他の機関の皆様のご協力のおかげで、たくさん子どもたちと出会うことができました。

子どもたちには、ただ単に救済委員会の情報を伝えるのではなく、救済委員会として子どもたちの現状を知りたいという思いと、救済委員会に興味をもってもらいたいという二つの思いで、遊びの要素をふくんだ楽しい内容を考え届けました。

子どもたちと出会った場は遊びが中心で、どの子どもも放課後や学校外の時間を友達と一緒に楽しんでいました。悩みをうちあけたり、相談したりという雰囲気ではありませんでしたが、相談員と一緒に遊ぶ中で、「また来てね」「次来たら今日の続きをしようね」と親しみを持って話しかけてくれる子どもがいました。

子どもたちと繋がりを作っていくことで、子どもたちが相談しなくなったときに、ふと救済委員会の存在を思い出してもらえることを願っています。



せんなん子ども会議

せんなん子ども会議は、子どもの権利に関する条例第5条に位置づいた会議です。子どもの意見表明と参加の権利を、保障することを目的に、月1回（4月、10月を除く）程度集まり活動をしています。

今年は、子どもの権利救済委員会の相談員も参加し、子どもたちの「今」に出会っています。

子ども会議では、計画的に子どもの権利学習を実施しており、相談員も権利救済委員会について説明しました。



5月24日	子ども会議
6月21日	子ども会議
7月12日	子ども会議
8月23日	子ども会議
9月20日	子ども会議
11月15日	子ども会議
12月20日	子ども会議



子どもたちの声

- 子どもの権利について、知ることができた。
- 子どもの権利をクイズで学ぶと心に残りやすくなった。
- 条例を子どもでもわかるようになおした。
- 話し合いが難しかったけど、楽しかった。

※一部抜粋

子ども会議では、これまでも子ども権利学習を積み重ねてきました。子どもの権利アイコンクイズ、子どもの権利box、なんでやねんすごろく、世界の子どもの権利かるた、絵本などがそのツールです。オリジナルのクイズもあります。

子どもたちは、繰り返し子どもの権利に触れる中で、最初は知識だったものが、自分の生活と子どもの権利のかかわりに気付き、気付きを発言できるようになっていきます。そんな姿を何度も見せてくれました。

Notice



子ども会議の子どもたちが 権利相談室に来てくれました

第2回子ども会議で、子ども会議の子どもたちが相談室へ見学にきてくれました。子どもたちが、「相談室がもっとこうなればいいな」ということを考えて、意見を出してくれました。

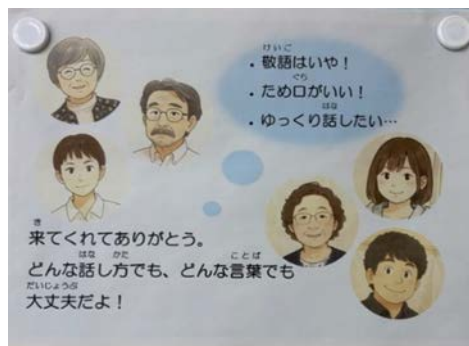
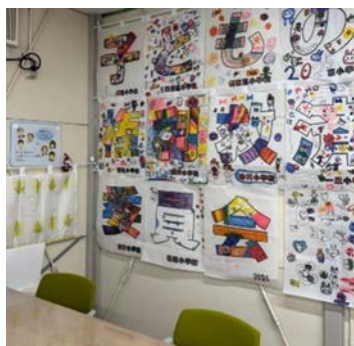
子どもたちの声

- 廊下が見えるのが気になる
- 敬語で話したらいいのか、ため口でいいのかわからないから「どんなしゃべり方でもいいよ」みたいなものが欲しい
- 壁が白すぎるから、わいわいしている方がいい
- キャラクターのぬいぐるみを置いてほしい
- (市役所の) 入口に近いところにしてほしい
- 落書きできるところが欲しい
- 金魚やメダカの水槽を置いてほしい
- 相談の内容によって、女性か男性か、年齢など相談員を選べた方がいい
- 嫌な思いのまま帰るのは嫌だから、お菓子とか風船とかが欲しい

※一部抜粋

子どもたちの想いを形に

子どもたちの意見を参考に、相談室は日々進化しています。
子どもたちの想いを形にし続けられる場所でありたいと思っています。





夏休みの青少年センター

子どもたちの夏休み期間中に、相談員が青少年センターと分館に訪問しました。たくさんの子どもが、相談員が作成したにっこり泉南クイズに参加してくれ、子どもの権利について一緒に考えました。

子どもたちの声



人権を持っているのは誰？という質問には、「人権って何？」という声が多く、「子どもに人権はないよ。」と呟く子どももいました。

人権は、全ての人を持っている、幸せに生きるための権利であることを伝えると、「ゲームすることが幸せ!」と答えた子どもがいました。

その通り、遊ぶ、寝る、食べる、全部子どもたちが持っている大切な権利だということを伝えました。



8月13日	青少年センター
8月14日	青少年センター
8月19日	青少年センター
8月20日	青少年センター分館
8月21日	青少年センター分館
9月4日	青少年センター

子どもたちからの声を聴く中で、暴力に対する保護者の考え方とそれを受け入れる子どもの実態を知る場面がありました。

実際に子どもたちと一緒に、子どもの権利について考えることで、今の子どもたちが直面している現状が見えてくるのだと思います。

Notice

2学期遊び広場

相談員が青少年センター主催の遊び広場に参加しました。
市内の全小学校に行かせて頂き、子どもたちに、
各校1文字ずつペイントを作成してもらいました。
たくさんの子どもが参加してくれました。
子どもたちと出会い、子どもたちからたくさんのことを教えてもらいました。

10月23日	雄信小学校
10月24日	西信達小学校
10月29日	新家東小学校
10月31日	砂川小学校
11月4日	東小学校
11月5日	新家小学校
11月6日	一丘小学校
11月10日	信達小学校
11月25日	鳴滝小学校
12月1日	樽井小学校



雄信小学校

この日は相談員だけでなく、救済委員も遊び広場に参加しました。子どもの権利救済委員会のメンバー全員が直接子どもたちと関わる事ができた良い機会でした。

子どもたちに、子どもの権利については伝えることができましたが、市役所の中に子どもの権利相談室ができたということを伝えられなかったという反省もあり、次回に向けて振り返りも行いました。



西信達小学校

低学年の児童が次々ペイントに参加してくれました。子どもたちの中でミャクミャクが人気のようで、たくさんの子供が思い思いにミャクミャクを描いてくれました。

もう少し救済委員会のことを子どもたちに伝えることができれば良いと思う反面、子どもたちと直接出会い、声を聴けるこの機会を大切にしていきたいと思いました。

新家東小学校

市役所に相談室ができたことを伝えると、「あ！知ってる！」と言ってくれた子どもがいました。他校の子どもたちがどのように、どんなイラストを描いているのか気になっていた子ども、みんなが使ったペンを片付けてくれる子ども、習い事の話をしてくれる子ども、子どもたちの近くにいることで、子どもたちの日常や、現状に触れることができた一日でした。



砂川小学校

「(救済委員会の)漫画見たことある！面白かった」「でも家に持って帰ったらママに捨てられた」と救済委員会のリーフレットを覚えてくれていた子どもがいました。救済委員会が少しずつ子どもたちに伝わっていることを実感し、嬉しくなりました。

今後も、子どもたちに伝えていくことはもちろん、保護者の方にも目を通してもらえる、子どもたちが手元に置いておけるものを作りたい、そう感じた一日でした。

東小学校

救済委員会のイラストを見て、「タブレットに載っていた」と存在を認識してくれていました。描いてくれたペイントは市役所の相談室に飾ることを伝えると、驚きながらも嬉しそうにしていました。

ペイントをしながら放課後の遊びの約束をしていたり、お互いの絵を褒め合ったり、普段の仲の良さがうかがえました。

少人数の学校だからこそ、友達同士の普段の様子や関係性が垣間見える瞬間が多かったように感じます。



新家小学校

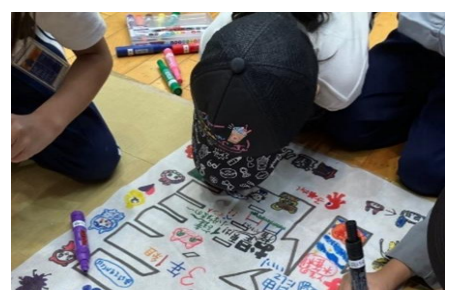
相談員が事前に遊び広場の見学に行かせてもらった日のことを覚えてくれていた子どもたちが、「また来てくれたの!」と声をかけに来てくれました。片付けの時間になっても、「また来てくれる?」「もっと一緒に遊びたい!」と嬉しい声をかけてくれました。

今まで、「救済委員会ができたよ」「相談してね」そう伝えることばかり気にかけていましたが、子どもたちは、一度でも顔を見たことがある、話したことがあると、子どもたちの方から近づいてきてくれることに気づかされました。改めて、子どもに出会いに行くことの必要性を感じた一日でした。

一丘小学校

たくさんの子どもが参加しており、ペイントにもたくさんの児童が参加してくれました。ずっとペイントしてくれている子どももいれば、縄跳びや鉄棒に誘ってくれる子どももいて、子どもたちと一緒に遊びました。

高学年の子どもたちは、流行りのキャラクターを描いてくれました。子どもたちの中では生成AIのキャラクターが流行っているらしく、子どもたちの流行や色々な情報を教えてくれました。



信達小学校

3年生の児童たちがペイントの中に、「安心安全」「子どもの権利」「自由にしてい!!」など子どもたちが、想いを文字にして書いてくれました。他の学校にはなかったアイデアだったので、見ていて面白かったです。子どもたちは絵だけでなく、文字を書くことも好きなんだと知りました。

高学年の時間では、相談員の顔見知りだった6年生の児童がペイントに参加してくれました。「知っているから声をかけた!知らん人にはよう声かけんよ!」その子が言ったこの言葉に、知っているから子どもたちは近づいてきてくれたんだとまたはっとさせられました。

鳴滝小学校

外遊びの日だったので、子どもたちはペイントよりも砂場遊びや縄跳びに夢中でした。縄跳びを傍で見ていた児童が相談員と一緒に、話をしながらペイントしてくれました。野菜やフルーツ、木々など、形が取りやすいものをたくさん書いてくれました。子どもたちと楽しめる、体を動かす遊びも考えてみたいです。



樽井小学校

相談員の名前や自分たちの名前をたくさん書いてくれ、ほんの数分で色鮮やかなペイントに仕上げてくださいました。救済委員会の話をした際に、低学年の子どもが「携帯は持っていない」と言ってくれました。低学年ではまだ自分の携帯は持っていない子どもの方が多いのかもしれない、そうすると電話で相談することは難しい。現状と今後の課題が見えた一日でした。



☒ 図書館ジュニア司書クラブ

相談員が図書館に行き、小学校中・高学年のジュニア司書クラブの子どもたちと出会ってきました。にっこり泉南クイズを通して、泉南市のことや子どもの権利について伝えてきました。

子どもたちの声

泉南市の子どもの割合を問う問題では、「子どもの数は少なくなってるって聞いたことある」「樽井に子どもが少ないことは知ってるけど、他の地域は分らん！」などの声があり、子どもたちも少子化を体感している様子でした。

11/20は何の日？という問題では、子どもたちはクラブ内でも学習しているようで、全員が泉南市子どもの権利の日と正解していました。



11月8日

図書館

一人ひとりが終始真剣にクイズに参加してくれていました。クイズを楽しむと言うより、学習になってしまったかな？と少し反省もありました。クラブの子どもたちが考えるイベントはすぐに満員になるという情報も教えてもらい、大人ではなく子どもたちが主体となって考えるものに意味があるのだろうと学びがあった一日でした。

Notice



市民交流センターまつり

相談員が市民交流センターにて、子どもの権利条約42個のアイコンを使った「子どもの権利ビンゴ」を開催しました。子どもたちの声を聴きながら、ゲームを通して条約の意味を一緒に考えました。

子どもたちの声



「見たことある!」「SDGsみたい!」など、カラフルなアイコンには既視感もあるようで、興味がある様子でした。

『休み、遊ぶ権利』の説明の際に、「皆は、ゲームしたらあかん。遊んだらあかん。って言われたらどう思う?」と問いかけると、「絶対いや!ゲーム出来ないとか最悪!」と他の権利の説明よりも反応がありました。

子どもたち自身が身近に感じられる権利の方が興味があることに気づきました。

「子どもの権利」や「子どもの権利条約」と聞くと子どもたちには難しく聞こえると思います。

子どもたちが参加しやすいゲーム形式で、遊びを通して子どもたちと出会い、子どもたち自身に楽しんで子どもの権利に触れてもらうことができたいい機会になりました。

11月15日 市民交流センター

Notice

資料3の3. リーフレット等による情報発信 「みんなに伝える」

第1年次は、子どもの権利救済委員会の存在と役割を広く知っていただくため、広報啓発活動にも力を入れました。

広報物は、こちら側の伝えたいことだけを記載しては相手には伝わりません。

受け取り手が読みやすく、また欲しい情報が適切な分量で載っており、かつ読みたくなるようなデザインで発行することが非常に重要です。

リーフレット制作では、子どもたちが興味を持って救済委員会を知ることができるよう、漫画で伝えるように工夫し、さらに詳しく知りたい子のために条例前文や相談フロー図なども掲載したデザインにしました。

子どもたちが読みやすいホームページ作りと同時進行で取り組み、二次元コードからリンク先のホームページを閲覧した場合にも、分かりやすい説明になっているよう心がけました。

おとな向けの情報発信ツールとしては「KO-KENRIニュースレター」を発行し、端的にわかりやすく、視覚的な情報をメインに発信しています。

Vol.2からは子どもの権利にまつわるプチ情報をお届けするコラム連載もスタートさせ、内容の充実を図っています。

また泉南市の公式Facebookを活用し、子どもの権利全般、救済委員会の活動内容をSNS用に短い文章とたくさんの写真で発信しています。

イベント案内が多い市公式Facebookの投稿のなかで、日々の活動発信をしているのは珍しいと思います。

地道な活動発信が、それを見た方々の気づきにつながり、やがて理解が生まれ、「子どもにやさしいまち」の実現に近づくのだと信じています。

子どもの権利救済委員会のリーフレット

泉南市子どもの権利救済委員会の存在を子どもたちに伝えるために作成した、A5サイズ三つ折りのリーフレットです。

夏季休暇前、市内すべての小・中学生に、学校を通じて配布しました。

配布先

小学校(児童・職員) 中学校(生徒・職員)
就学前施設(職員) 図書館 青少年センター
公民館4館
※「職員」には教員・保育士も含まます

おもて面

2025年スタート

あなたが主演!

子どもの権利救済委員会
がときました!

相談できる日
火・水曜日 12時～18時
土曜日 12時～16時
(木曜日は予約制です)

連絡方法
でんわ 0120-25-1007
※電話代はかかりません
メール ko-kenri@city.sennan.lg.jp

電話やメールのあとで、直接会って話すこともできます

発行 泉南市 健康子ども部 子ども政策課
〒950-0552
問合せ 泉南市梅井一丁目1番1号
TEL 072-447-7747 FAX 072-483-7667

うら面

子どもにやさしいまち
泉南市は、子どもの権利に関する条例があるまちです。
この条例が2025年に改正され、子どもの権利救済委員会が設置されました。

私たちは12年間を条例のある泉南ですし、子どもの権利と出会い、ともに育ってきました。

私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。
「どうにもならないこともあるけれど、人に助けを求めるハードルが低くなった。」
「子どもの権利に後押しされて、新しい自分をみつけた。」
子どもの権利はやさしく心づよい存在です。

「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」
だからこそ、認め合える人と人とのつながりを、ひろげていきたいです。

—— 権利とともに 私たちとともに ——

これは、泉南市の子どもたちによって、条例に込めた思いとして書かれました。

私が私らしく生きる権利

あなたは、おとなに気持ちを伝えることができているか?
「おとなの方が強いから」とがまんしていませんか?
子どもたちにも、おとなと同じように「意見を言う」「気持ちを伝える」権利があります。
これは、子どもの権利条例にも書かれていることです。(第12条)

子どもたちが社会やおとなに申立てができる「子どもの権利救済委員会」が泉南市ではじまりました。

権利救済委員会って?
私たちは、まずあなたの話をじっくり聴いて、どうしたら良いかを一緒に考え、行動します。
あなたから聞いた秘密は必ず守ります。

相談
あなたの声を確かしてください

救済委員と話してみる
あなたの気持ちを大切にします

申立て
あなたの意見を伝えます

子どもにやさしいまち
子どもの権利が尊重されていない仕組みを変える動き

くわしくはホームページまで!

KO-KENRIニュースレター

市内の幅広い層（主におとな）に向けた、子どもの権利救済委員会の活動周知ツールとして、ニュースレターを発行しました。

年4回発行を目途に創刊し、第1年次は夏と秋の2回発行となりました。

配布先

小中学校（職員） 就学前施設（職員） 公民館
図書館 あいびあ泉南 市役所
地域子育て支援センター（ひだまり） 区

Vol. 1

子どもの権利救済委員会 “子どもにやさしいまち”をめざして

KO-KENRI ニュースレター Vol.1 2025 8月号

子どもにやさしいまちづくり学習会

子どもの参加とまち全体のパートナーシップを！

泉南市内の多くの方が子どもの権利についての理解を深め、泉南市が「子どもにやさしいまち」になっていくことを願って、すべての方を対象に学習会を開催しました。子どもの権利救済委員8名および子ども政策課より、子どもの権利の成り立ちから救済制度、これからのまちの展望までをお伝えし、「子どもにやさしいまちになるかは私たちおとな次第」など、子どもたちの意見表明や泉南市の未来についての感想も多くいただきました。

泉南市子どもの権利救済委員会

〒590-0001 泉南市南園1-1-1 泉南市役所 児童子ども部 児童子ども救済課内
【電話】072-447-7147（子ども救済課内）
【FAX】072-25-1007（救済委員会事務局）
TEL KO-KENRI.jp;zenmaik.jp

7/15ついにスタート！

マンガでわかりやすい！

まちを子どもと考える

私たちが子どもの権利救済委員です

いじめ・差別・虐待・通塾のことなど、生活の様々なことで悩み、苦しんでいる子どもたちのために、泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて設置された機関が「子どもの権利救済委員会」です。学校・行政・教育委員会とは切り離された独立性のある立場で、子どもの話をしっかり聞いて、子どもと委員の利益のみを考え、子どもの意思を大切にします。泉南市の18歳までの子ども（市内在住、在学、在勤）のことなら、おとなも相談できます。

子どもの権利救済委員会は、子どもたちのためにつくられた機関です。「子どもの権利？」「どんなふうに参加してくれるの？」などの疑問を、マンガでわかりやすく説明したリーフレットを泉南市内すべての小・中学校に配布しました。

子どもの権利救済委員会と子どもたちが会えるきっかけとして嬉しい、という願いを込めたリーフレットです。

条例に基づいた、子どもの意見表明と参加をすすめる「まちの仕組み」の一つである「せんなん子ども会議」に、子どもの権利救済委員会の相談員たちも参加しています。

子どもたちは泉南市の今を考え、子どもの権利が守られるための広げや学習などに取り組んでいます。

子どもの目線ならではのアイデアに毎回驚かさずながら、本会相談員とともに「子どもにやさしいまち」づくりを考えていきます。

発行：泉南市 児童子ども部 児童子ども救済課

Vol. 2

子どもの権利救済委員会 “子どもにやさしいまち”をめざして

KO-KENRI ニュースレター Vol.2 2025 10月号

子どもとつながりたい。

意外とみんな知っていた!? クイズで学ぶ「子どもの権利」

夏休みの期間を利用して、子どもたちと出会うために「青少年センター」に訪問しました。4回訪問して、延べ80名以上の子どもたちに「にっこりせんなんクイズ」と題した子どもの権利を知ってもらうためのクイズを行いました。子どもたちからは「子どもの権利って習ったー」や「知らなかった！」など様々な反応があり、改めて、子どもと実際に会い、対話する大切さを感じました。

泉南市子どもの権利救済委員会

〒590-0001 泉南市南園1-1-1 泉南市役所 児童子ども部 児童子ども救済課内
【電話】072-447-7147（子ども救済課内）
【FAX】072-25-1007（救済委員会事務局）
TEL KO-KENRI.jp;zenmaik.jp

若者から見た子どもの権利

イオンのフードコート!!

KO-KENRIコラム #1

ゆうてみいサポーターユース部会が設置されました

泉南市子どもの権利に関する条例にある「子どもにやさしいまち」のなかでも、とりわけ「子どもの権利を学びあうまち」の実現を目指す「ゆうてみいサポーター」に、10代・20代の若者を中心に構成するユース部会ができました。市内のあるゆる人々が子どもの権利を知るきっかけづくりや、子どもたちが安心して集える場づくりなどを、若者ならではの発想と推進力で実施していく、心強いパートナーです。

子どもの権利救済委員会のことを、イオンモールりんくうせんなんのデジタルサイネージで紹介してもらえらることにになりました！

より多くの方に、救済委員会の存在を知っていただき、一人でも多くの子どもたちの声を届けたいと思っています。もしイオンで見かけられたら、ぜひ写真を撮っておいてください！

子どものことについてのご相談、いつでもお待ちしております。

「意見表明権」ってなに？

「意見表明権」は、自分に関係のあることについて、自由に考えや気持ちを言いたいという権利です。すべての子どもが持っている。自分らしく成長していくために、とても大切なこと。例えば、ごはんのおかずのこと、おこづかいのこと、休みの日の過ごし方のような身近なことから、通塾のことや学校のルールのことなど、様々なことに意見を言えます。

子どもたちは、子どもの意見を真実に受ける大人たちは、子どもの意見を真実に受け止める、大切に考えなければなりません。

執筆：子どもの権利救済委員 伊藤

発行：泉南市 児童子ども部 児童子ども救済課

11月20日「子どもの権利の日」に寄せて

泉南市では、子どもの権利条約が国連で採択された11月20日を「子どもの権利の日」としており、多くの方に子どもの権利について考えてもらう日になっています。

今年は子どもの権利救済委員会の拡大相談日を設けたため、子どもたちにお知らせしました。

配布先

小学校（児童・職員）
就学前施設（職員）

中学校（生徒・職員）

おもて面

泉南市の子どものみなさんへ
11月20日「子どもの権利の日」に寄せて

わたしたちは、泉南市の「子どもの権利救済委員」です。今年4月になったばかりです。委員になって最初の「泉南市子どもの権利の日」に、みなさんに、メッセージをとどけたいと思います。

「けんり（権利）」というのは、
「だれでもみんな、人として生きていくためにあたりまえにもっているはずのこと」です。
飢えずに食べること、住む場所があること、安心して眠ること…
そして、子どもにとっての権利は、自分の気持ちや思い、考えを自由に話したり表現したりできて、人間として大切にされること。だから、ひとりぼっちにならずに相談したり、助けってもらうこと、遊ぶこと、語り合うこと、学ぶこと… それらはどれも子どもの権利です。

1989年11月20日、世界の国が集まる国連(国際連合)は、「子どもの権利条約」を定めました。子どもの権利について定めた世界で最初の条約です。日本は、1994年4月、国会で決議して、「子どもの権利条約」を日本の法律としました。


泉南市は、子どもの権利について、子どももおとなも、みんなが知って、この条約を本当に実現していくために、2012年10月1日、「泉南市子どもの権利に関する条例」を議会でご定めました。

この条例は、どの子どもも人間として大切にされ、子ども時代を幸せに過ごすことができるよう、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていきたいと思います。(第1条)。
そのために「子どもは権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます」(第3条)と定めています。そして、「11月20日を泉南市子どもの権利の日とします」(第14条)と決めたのです。

2025年4月、この条例が改正されて、新しく「泉南市子どもの権利救済委員会」ができました。わたしたち子どもの権利救済委員は、みなさんのいろいろな声や意見を聴かせてほしいと願っています。そして「子どもの権利」を、みなさんと一緒に実現していきたい、と願っています。

2025年11月20日
泉南市子どもの権利救済委員

うら面も見てね!



うら面

**11月20日は
拡大相談日!**

いつかは
① 12時～18時
② 予約相談日
③ 12時～16時 ですが…

てんわ
0120-25-1007

この日は時間を拡大して**12時～19時**まで子どもの権利相談を受け付けます。
電話でも、対面(市役所1階奥の多目的室)でも大丈夫。
子どももおとなも、子どもの権利や人権について相談することができます。
行政や学校からは独立した立場で相談を受けます。ひみつは守ります。
つらい、悲しい、元気がでない、納得いかないなど、ご相談ください。

**予約
不要**

なんでやねん!
をつぶやこう

メール
ko-kenri@city.sennan.lg.jp

20日(木)～22日(土)の3日間、メールで子どもの声を募集します。
集まった声は、後日WEBサイトにてご紹介いたします。日頃から子どもの権利のことで、思っていることや悩んでいることなどをつぶやいてください。

WEBサイトも
見てね

わたしたちが子どもの権利救済委員です!

代表委員 吉家 審三

こんにちは、わたしは教習や学校のこと、子どもの権利のことを研究する大学の教員をしていた頃(もう13年ほど前)になりますが、泉南市が「子どもの権利条約」をつくるといふことで、お喜びしました。泉南市がさらに、子どもの声や意見を大切に、「子どもにやさしいまち」になっていくよう、少しでも応援したくて委員になりました。よろしく願っています。

委員 田中 文子

子ども情報研究センター共同代表、子どもの人権相談や人権教育の活動に取り組みできました。
相談や保育の場面で子どもたちと出会い、子どもはいろんな声を出しているのに、聴く方のないおとなと社会の閉塞を感じています。
泉南市の子どもたちと出会い、話し合っ、次種・権利が大切にされるまをつくっていきたいです。

委員 伊藤 あずみ

和歌山市で弁護士をしています。虐待、暴行、いじめなど子どもを取り巻く問題に取り組みんでいます。様々な理由により泉南市のいない子どもたちの緊急避難場所である子どもシェルター(一-一)の運営もしています。たくさんの子どもの出会いがありました。いつも子どもを主文公に、その子どもが歩む人生の力になりたいと思っています。

Facebook (子どもにやさしいまち)

泉南市公式のFacebookページを活用して、子どもの権利救済委員会の活動報告や学習会などの情報を発信しました。

多くの方に活動内容が届くとともに、子どもの権利に興味関心を持っていただくきっかけになることをねらっています。

子どもにやさしいまち せんなん No.1 (2025.6.2 配信)

泉南市役所
2025年6月2日 · 🌐

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no1

令和7年4月1日に設置された「子どもの権利救済委員会」について、各校区の人権推進協議会総会において、子ども政策課より説明を行い、112名の方に聞いていただきました。

5月1日 信達校区 (牧野老人集会場)
5月2日 樽井校区 (樽井公民館)
5月7日 鳴滝校区 (市民交流センター)
5月9日 新家校区 (新家公民館)
5月10日 砂川校区 (砂川老人集会所)
5月12日 東校区 (東信達老人集会場)
5月13日 雄信校区 (男里老人集会場)
5月14日 西信校区 (西信達公民館)

救済委員会は、子どもが「助けて」「守って」「大切に」と訴えたときに、子どもの話を聴き、子どもとともに考え、行動してくれる委員会です。相談の開始は7月15日です。現在、準備中です。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)

子どもにやさしいまち・せんなん
子どもの権利救済委員会のお知らせ NO1

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.2 (2025.6.16 配信)



泉南市役所

2025年6月16日 · 🌐



「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no2

令和7年4月1日に設置された「子どもの権利救済委員会」について、5月24日に開催した泉南市民生委員児童委員協議会総会において、子ども政策課より説明を行い、約100名の方に聞いていただきました。民生委員児童委員の皆様は、子どもにかかわることが多い役割を担っていただいていますので、悩んだり、困ったりしている子どもを見かけたら、子どもの権利救済委員会を紹介していただければと思います。

救済委員会は、子どもが「助けて」「守って」「大切にしてください」と訴えたときに、子どもの話を聴き、子どもとともに考え、行動してくれる委員会です。相談の開始は7月15日です。現在、準備中です。

【問合せ】 子ども政策課 (072-447-7747)



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ NO2



子どもが、悲しい、つらい、不安だ
誰かに聞いてほしい……って
思ったときに、
子どもの話をしっかり聞いて、
どうすれば安心できるのか
一緒に考えて行動してくれるのが
子どもの権利救済委員会です。
7月15日から
相談は受け付けます。

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.3 (2025.6.16 配信)



泉南市役所

2025年6月16日 · 🌐



「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no3

5月29日に教育委員会事務局の管理職、指導主事、職員を対象に、「『子どもの権利救済』をめぐって ～泉南市子どもの権利条例を基盤に、互いの理解と認識を共有していくために～」のテーマで90分の学習会が開催されました。講師は新しく救済委員になった吉永省三さんです。

泉南市の条例が何をめざしているのか、子どもの権利のなりたちは？など、子どもの権利の基本的な考え方を学びました。参加者からは「子どもの話を聴き、子どもの最善の利益について同僚職員と一緒に考えていきたいです。」「子どもに寄り添う大切さについて、非常にわかりやすく学ぶことができました。」などの感想がありました。



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ NO3



「子どもにやさしいまち」は、
子どもの権利を尊重し、
子育てと子育てを社会で支え合う
仕組みを整え、一人ひとりの子どもが
人間としての尊厳をもって、
子ども時代を幸せに過ごすことが
できるまちです。

条例第1条

5月29日

埋蔵文化財センター



Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No. 4 (2025. 6. 24 配信)



泉南市役所

2025年6月24日 · 🌐



「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no4

6月12日、第1回子どもにやさしいまちづくり学習会において、救済委員の吉永省三さんより、「泉南市における『子どもの権利救済』の現状と課題」について学びました。行政職員と市民の方が参加し、「子どもの相談に独立性をもった救済委員会に期待しています」「いじめや虐待などを受けない社会をつくるのはおとなの責任だと思う」等の感想をいただきました。

【問合せ】 子ども政策課 (072-447-7747)



泉南市における
「子どもの権利救済」を
めぐる課題と現状



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ NO4

救済委員会は
行政や学校、保護者などからは
独立した第三者の立場で
子どもの権利を基盤として
子どもの最善の利益を追求する機関です。



Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.5 (2025.7.3 配信)



泉南市役所

2025年7月3日

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no5

6月19日、第2回子どもにやさしいまちづくり学習会において、救済委員の伊藤あすみさんより、「子どもの権利救済」～いつも子どもを真ん中に～をテーマに、子どもシェルターについて学びました。

子どもシェルターは、虐待や非行など様々な理由により、安心して生活することができる居場所がない子どもたちのための緊急避難所として開設されており、子どもを主人公にして常に寄り添い、子どもの生きる力を回復させるところだそうです。

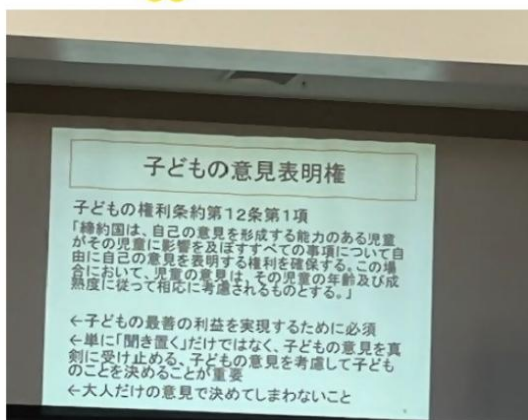
市民の方から「地域でともに暮らす大人として、子どもと知り合って、声をかけあえる関係になれば、何か自分の思いも出してくれるかと思えます」と地域での関係性の大切さについての意見もいただきました。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ NO5



子どもシェルターの活動

～いつも子どもを真ん中に～



Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.6 (2025.7.16 配信)



泉南市役所

2025年7月16日

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no6

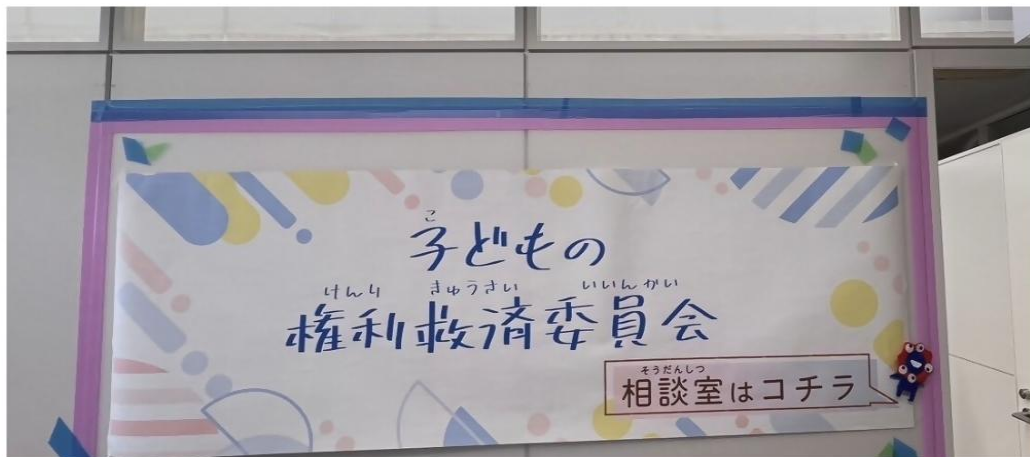
7月15日12時より「子どもの権利救済委員会」の相談がはじまりました。
いじめ・差別・虐待・進路のことなど、生活のさまざまなことで悩み、苦しんでいる子どもたちのために、市の条例でつくられた機関です。
ふだん子どもたちの身近にいる家族や学校の先生とはちがった立場で、子どもの話をしっかり聞いて、子どもにとって一番よい解決方法を、子どもと一緒に考え、その意思を手助けします。
泉南市の18歳までの子ども（市内に住んでいる、市内の学校に通っている、市内で働いている）のことなら、おとも相談できます。

相談日は、
火・水曜日 12時～18時
木曜日 予約制
土曜日 12時～16時

電話 0120-25-1007 (にっこり せんなん)

メール ko-kenri@city.sennan.lg.jp

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ NO6



Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.7 (2025.7.25 配信)



泉南市役所

2025年7月25日 · 🌐

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no7

5月29日(木) 泉南市立小中学校、市立幼稚園の管理職を対象に、「子どもの権利救済」についての研修会を実施しました。7月スタートの新たな制度の根本となる「泉南市子どもの権利条例」の目的と原則の他、学校園の役割等について救済委員の吉永委員より詳しく学びました。参加者からは、「子どもが主体となる学校づくりのためには、子どもの権利を基盤とした教育課程の編成と実施が必須だと改めて考えさせられました。」との意見がでました。学校園所にも協力してもらいながら、新しい仕組みを推進していきたいと思います。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ N07



「子どもの権利救済」をめぐって
泉南市子どもの権利条例を基盤に

互いの理解と認識を共有していくために 2025.5.29

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No. 8 (2025. 7. 29 配信)



泉南市役所

2025年7月29日 · 🌐



「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no8

6月26日、第3回子どもにやさしいまちづくり学習会において、救済委員の田中文子さんより、「子どもと子どもの権利救済制度」～子どもにやさしいまちをめざして～をテーマに学びました。相談した子どもは、受け身になりがちですが、子どもは、指導や助言を受ける受け身な客体ではなく、ともに解決している主体であることを忘れないようにと教わりました。参加者の方からは、「学校での子どもと教師との関係性だけでなく、自分の思いを聞いてくれる学校以外の場があることの必要性を感じました。人とつながる、関係性の回復、ともに解決していく意見表明の機会、子どもの秘密を守る、というような立ち位置で相談にむかいあってくれることを聞き安心しました。」という意見をいただきました。

【問合せ】 子ども政策課 (072-447-7747)



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせ N08



Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.9 (2025.8.1 配信)

 泉南市役所
2025年8月1日

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no9

7月3日、第4回子どもにやさしいまちづくり学習会において、子ども政策課職員が「子どもの権利救済委員会にこめられた願いと期待」をテーマに話をしました。

子どもの権利に関する条例ができて10年、せんなん子ども会議を中心に、子どもの意見表明と子ども参加を基盤にさまざまな取り組みをすすめてきました。また、泉南市子どもの権利の日や、子どもの権利に関する学習にも重点をおいてきました。

本年度からは新たな仕組みとしての「救済委員会」が設置され、子どもがづらい、悲しいと思った時に、共に考え共に行動していく委員会に期待が寄せられているところです。

参加者からは、「既存の相談窓口と今回新設される相談員は何かどう違うのか。結果的に相談したい『子ども』が心から信頼をもって相談できる事と存在そのものが防衛的效果を持たせることが出来るものとして頂けることを願っています。」との声をいただきました。

困った時は、子どもの権利救済委員会も相談窓口の一つとして利用していただきたいと思います。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)



 子どもにやさしいまち・せんなん
子どもの権利救済委員会のお知らせ N09

子どもの権利条約の原則



Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.10 (2025.8.5 配信)



泉南市役所

2025年8月5日 · 公開



「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no10

樽井地区福祉委員会から伝市メールを活用して、子どもの権利に関する講演依頼を受けました。7月25日(金)樽井防災コミュニティーセンターで、子ども政策課の職員が、「生活の中の子どもの権利」をテーマに「子どもの権利」とリーフレットをもとに、新しくできた「子どもの権利救済委員会」の話をしました。

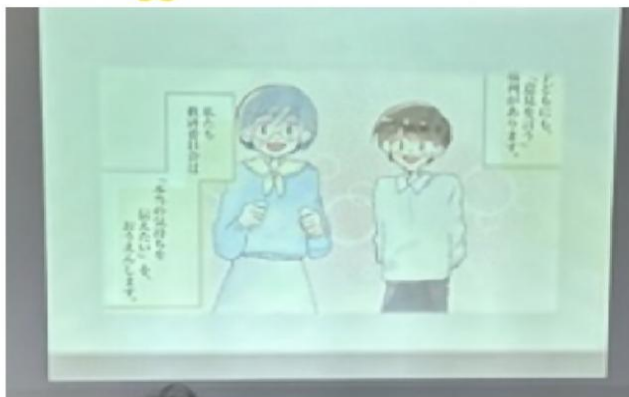
地区福祉委員の方は、日頃から子ども食堂等で子どもたちとかかわることも多く「私たち子どもの頃は、親や目上の人に対して、意見を言うことができなかつた時代ですが、今日の話聞いて子どもの話を聞くって大事なことだなあと思いました。」「日ごろ考える機会がないので、講座を受けて改めて考える機会を得て、これから役立てたい。」等のご意見をいただきました。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)



子どもにやさしいまち・せんなん

子どもの権利救済委員会のお知らせNO10



子どもたちは、いろいろな場面で自分の意見を言えなかつたという経験があります。本当の気持ちを伝えたい。わかってほしい。そんな思いを救済委員会は、おうえんします。リーフレットにはそんな場面が描かれています。

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.11 (2025.8.26 配信)

 **泉南市役所**
2025年8月26日 · 🌐

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no11

7月29日(火)は、市長と教育委員会の附属機関として設置された子どもの権利救済委員会の委員、吉永省三さんの講演会でした。「子どもの権利救済について」というテーマで、教職員を対象に「子どもの発見」「子どもの権利の宣言と条約」「日本の子どもの権利条約30年」の話の話を聞きました。参加者からは、「子どもの権利ができた背景や現状、それにかかわる法律、学生時代に学んだ教育学などを通して、子どもについて改めて考える機会となった。」「子どもたちが安心して対話(意見表明)ができる環境を整えなければと思った。」等、数多くの感想をいただきました。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)





「子どもの権利救済について」
講演 泉南市子どもの権利救済委員 吉永 省三 さん






教育長挨拶

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.12 (2025.9.19 配信)

 **泉南市役所**
2025年9月19日

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no12
子どもの権利救済委員会の活動についてお知らせするために、「KO-KENRIニュースレター」を年4回、発行致します。夏(8月)号を、市役所や公民館等に配架しましたので、お知らせ致します。ご覧ください。

救済委員会の詳細はこちら
<https://www.city.sennan.lg.jp/.../soudankyuusai/10714.html>
【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)

子どもの権利救済委員会 “子どもにやさしいまち”をめざして

KO-KENRI ニュースレター Vol.1

2025 8月号



子どもの参加とまち全体のパートナーシップを！
子どもにやさしいまちづくり学習会

泉南市内の多くの方が子どもの権利についての理解を深め、泉南市が“子どもにやさしいまち”になっていくことを願って、すべての方を対象に学習会を開催しました。

子どもの権利救済委員3名および子ども政策課より、子どもの権利の成り立ちから救済制度、これからのまちの展望までをお伝えし、「子どもの声を心で聴くことが大切だと思った」「子どもにやさしいまちになるかは私たちおとな次第」など、子どもたちの意見表明や泉南市の未来についての感想も多くいただきました。

子どもにやさしいまちづくりのために。



泉南市子どもの権利救済委員会

〒590-0292 大阪府泉南市博井1丁目1番1号
泉南市役所 健康子ども部 子ども政策課内

【概要のお問合せ】
TEL: 072-447-7747 (子ども政策課)
【広報誌】
TEL: 0120-25-1007 (救済委員会直線)
Mail: ko-kenri@city.sennan.lg.jp



WEBサイト

7/15ついにスタート!



**私たちが
子どもの権利救済委員です**

いじめ・差別・虐待・進路のことなど、生活の様々なことで悩み、苦しんでいる子どもたちのために、泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて設置された機関が「子どもの権利救済委員会」です。

学校・行政・教育委員会とは切り離された独立性のある立場で、子どもの話をしっかり聞いて、子どもの最善の利益のみを考え、子どもの意思を手助けします。

泉南市の18歳までの子ども(市内在住、在学、在勤)のことなら、おとなも相談できます。

マンガでわかりやすい!




**子ども向け
リーフレットを発行しました**

子どもの権利救済委員会は、子どものためにつくられた機関です。

「子どもの権利?」「どんなふうに助けてくれるの?」などの疑問を、マンガでわかりやすく説明したリーフレットを泉南市内すべての小・中学校に配布しました。

子どもの権利救済委員会と子どもたちが会える一つのきっかけとして届いてほしい、という願いを込めたリーフレットです。

まちを子どもと考える



**せんなん子ども会議でも
子どもたちに会っていきます**

条例に基づいた、子どもの意見表明と参加をすすめる“まちの仕組み”の一つである「せんなん子ども会議」に、子どもの権利救済委員会の相談員たちも参加しています。

子どもたちは泉南市の今を考え、子どもの権利が守られるための広報や学習などに取り組んでいます。

子どもの目線ならではのアイデアに毎回驚かされながら、本会議員もともに“子どもにやさしいまち”づくりを考えたいです。

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No.13 (2025.11.18 配信)

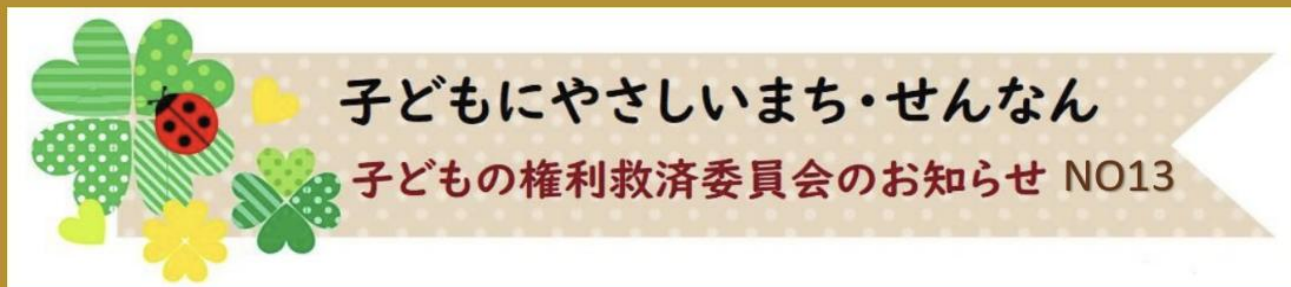


泉南市役所

2025年11月18日 · 🌐



「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no13
【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)



子どもの権利救済委員会のことを、イオンモールりんくうせんなんのデジタルサイネージで紹介してくれています。

フードコートにあるので、ご飯を食べながら、飲み物を飲みながら、救済委員会の存在に気付いてほしいと思います。イオンに行かれましたら、ぜひご覧ください。

子どものことなら、おとなも子どもも相談できます。お待ちしております。

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No. 14 (2025. 11. 20 配信)



泉南市役所

2025年11月20日

「子どもにやさしいまち せんなん」
子どもの権利救済委員会のお知らせ no14

泉南市では、国連で子どもの権利に関する条約が採択された11月20日を「泉南市子どもの権利の日」と定めています。子どものたちの権利を守るためには、おとなの存在が必要不可欠です。泉南市で暮らす子どもたちが「このまちに生まれてよかった」と思えるように、この日は全ての人々が子どもの権利について考えるきっかけになれば幸いです。

市内の小中学校や、就学前施設に通う子どもたちにも、ちらしを配布しました。ご覧ください。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)

子どもの声は 届いていますか。

子どもの権利条約が
1989年11月20日に国連で採択されました。
泉南市ではその日を
泉南市子どもの権利の日としています。

子どもたちの権利を守るためには
おとなの存在が必要不可欠です。

子どもがあなたを見つめる眼差しにも
子どもからの“声”が映されています。

泉南市で暮らす子どもたちが
「このまちに生まれてよかった」
と思えるように、
この日は全ての人々が子どもの権利について
考えるきっかけになれば幸いです。

11月20日は 泉南市子どもの権利の日

泉南市・泉南市教育委員会



11月20日は
泉南市子どもの権利の日

泉南市・泉南市教育委員会



子どもは生まれたときから権利を持っています。
ごはんを食べること、ねること、泣くこと、あそぶこと、誰かに聞いてもらうこと...
すべて子どもの権利なのです。

この権利が守られ続けるように
泉南市には「子どもの権利に関する条例」
があります。

11月20日は、みんなで子どもの権利について考える日にしましょう。

相談したいとき

いろいろな子ども相談

子どもの権利に関する相談

あたらしく
子どもの権利救済委員会
ができたよ!

Facebook (子どもにやさしいまち)

子どもにやさしいまち せんなん No. 15 (2025. 12. 10 配信)



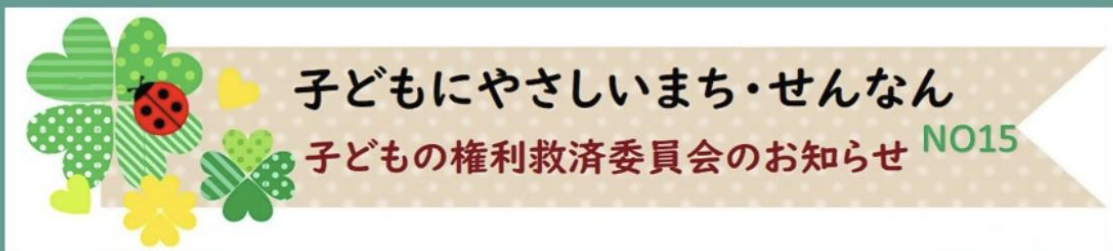
泉南市役所

2025年12月10日 · 🌐

子どもの権利救済委員会のお知らせ no15
「子どもにやさしいまち せんなん」

救済委員会では、青少年センターが企画している2学期遊び広場に参加し、「子」「ど」「も」「の」「権」「利」「救」「済」「委」「員」「会」の文字に、色をぬったり、絵をかいたりというペイントコーナーを作りました。子どもたちと出会い、救済委員会を知ってもらいたいという願いを込め、学校を順番に回っています。この日は救済委員3名と相談員が参加し、子どもたちと交流しました。子どもたちが思い悩んだ時には、その声をキャッチできるように、子どもたちとの出会いを大切にしていきたいです。

【問合せ】子ども政策課 (072-447-7747)



2学期遊び広場 雄信小学校 (10/23)

WEBサイト

泉南市のホームページ（子ども政策課）に、子どもの権利救済委員会の専用ページを設置してもらい、役割や活動内容の周知、相談窓口の案内を行っています。

子どもたちへの周知はもちろん、泉南市内外の多くの方々に知っていただくための情報拠点として活用していきます。

トップページ

現在の位置 ホーム ▶ 各課のご案内 ▶ 健康子ども部 ▶ 子ども政策課 ▶ 泉南市子どもの権利救済委員会

泉南市子どもの権利救済委員会

- 子どもの権利救済委員会のメンバー
- なぜ子どもの権利救済委員会ができたの？
- 資料集
- 子どもの権利救済委員会とは？
- どんなふう子どもを助けてくれるの？
- 新着情報・お知らせ

子どもの権利救済委員会とは？ページ

子どもの権利救済委員会とは？

いじめ・差別・虐待・進路のことなど、生活の様々なことで悩み、苦しんでいる子どもたちのために、市の条例でつくられた機関です。

ふだん子どもたちの身近にいる家族や学校の先生とはちがった立場で、子どもの話をしっかり聞いて、子どもにとって一番よい解決方法を、子どもと一緒に考え、その意思を手助けします。

泉南市の18歳までの子ども（市内に住んでいる、市内の学校に通っている、市内で働いている）のことなら、おとなも相談できます。

子どもの権利救済委員会 相談のながれ

相談者（保護者は、子どもの権利が侵害されている疑いがある場合、相談・救済の申し立てができる）

相談（面談、電話、メール）

子どもの権利相談員（相談員は救済委員会の選任を行う）

子どもの権利救済委員会

学校などの子ども施設や市民へ広報・啓発

パートナーシップ

子ども施設等とは市及び子ども施設に対して行う

※救済委員会の事務局は、健康子ども政策課

どんなふう子どもを助けてくれるの？ページ

どんなふう子どもを助けてくれるの？

子どもの権利救済委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例に基づいて、子どもの最善の利益を一番に考える、独立性のある機関です。

相談だけでなく、泉南市が「子どもに(とって)やさしいまち」になっていこう、教育委員会・学校・市内のお店・市民の皆さんに対する子どもの権利の啓発活動も行っています。


つらいとき、ひとりで悩まなくていいんだよ。

どんなときに相談できるの？

学校でのこと、お家でのこと、友だちとのこと、いろいろな場面で「なっとくできない」と感じたり、「なんとかしたい!」と考えることがありますよね。

ちゃんと相手に伝えることができなかったり、話を聞いてもらえずに、「つらい」「かないしい」「くるしい」「助けてほしい」と思うこともあるかもしれません。

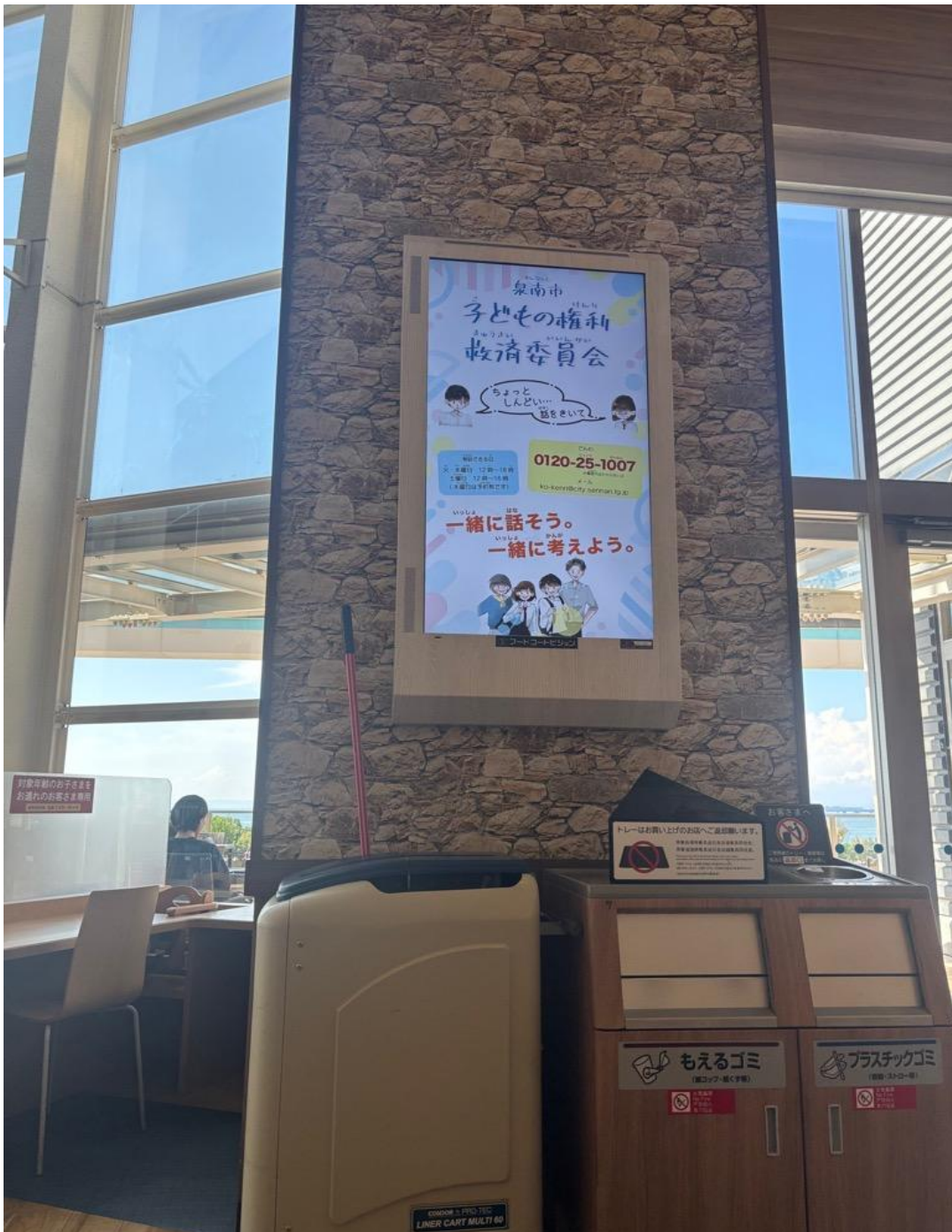
そんな時は「子どもの権利救済委員会」が、子どもの気持ちを「大切に」聞いて、どうすれば一番良くなるのかを一緒に考え、行動します。



デジタルサイネージ

イオンモールりんくう泉南のデジタルサイネージで、子どもの権利救済委員会の案内を掲示してもらっています。子どもたちに「見たことあるな」と思ってもらえるように、リーフレットに似た内容にしています。イオンモールを訪れる多くの方の目に留まってほしいと思います。

フードコートでの掲示の様子



人権作品展

泉南市人権週間イベント（所管：人権推進課）の一つである人権作品展が2025年11月26日～30日にイオンモールりんくう泉南内のイオンホールで開催されました。

子どもの権利救済委員会は子どもの権利の周知啓発を目的に、クイズや救済委員会リーフレットの掲示を行いました。

また、子どもたちからの「なんでやねん」と「すてきやねん」の声を集めて大きな花束も作りました。

イオンホールでの掲示の様子



みんなから集まった
「なんでやねん」「すてきやねん」の花束

第1年次活動報告会(2026. 3. 22)開催案内

子どもの権利救済委員会としての初めての報告会です。

第一部では、「子どもにやさしいまち」をめざして取り組まれている4団体の活動をお聞きし、交流を図ります。

第二部では、子どもの権利救済委員会の活動をご報告します。

開催案内おもて



開催案内うら



資料3の4. 電話・面談等による相談受付（第1年次）

第1年次(2025年4月1日～12月27日)では、条例第15条第2項に基づく相談の受付について、次のように実施しました。

まず、相談受付等に必要となる事務手続きの整備、また相談を受ける子どもの権利相談員の研修等を行うため、4月から7月上旬までを準備期間として設定しました。

これを踏まえ、7月15日から、条例に基づく相談の受付を開始しました。

この5か月余の期間において寄せられた相談は、下表のとおりです。

実件数は5件でした。内わけは、子どもから2件(延べ3回)、若者から1件(延べ1件)、そして保護者から2件(延べ7回)でした。

第1年次(2025.7.15～12.27) 相談受付の概要

相談を寄せてきた人	実件数	延べ回数
子どもからの相談	2件	3回
若者からの相談	1件	1回
保護者からの相談	2件	7回
計	5件	11回

相談内容等については、第2年次報告において併せて報告することとします。

資料3の5. 子どもの権利相談員の思いと願い

安心して本音の語れる相談室に

子どもが安心して本音を語れる相談の場をどのようにつくっていくかは、私たち相談員にとって大きな課題です。

2012年に泉南市子どもの権利に関する条例が制定されて以来、子ども会議の子どもたちを中心に、子どもには権利があり、その権利は子どもの権利条約で保障されていること、また、市が子どもの権利を大切にしようとして早くから条例を策定してきたことを伝えてきました。子どもたちからは、「子どもに権利があることを初めて知った」「私たちのことを大切に思ってくれているたくさんのおとながいる」という喜びの声が聞かれました。

一方で、悩みや困難に直面し、どうにもならない苦しさに出会った時、「権利のことを知っていても、何にもならない」とつぶやく子どもにも出会いました。その言葉を聞く中、知らないよりは、知っていた方が自分を責め過ぎず「自分が悪いのではない」と立ち上がる支えになるのではないかと、子どもの権利のことを伝える取り組みをすすめてきました。

今年は、新しく条例が改正され、子どもの権利救済制度が設置された1年目です。やっと、これまでの権利学習に加えて、みんなに寄り添い、ともに解決のイメージを共有して話を聞き、申立てという方法で調べたり、意見を出したりすることができる救済委員会の存在を伝えることができるようになりました。

しかし、子どもたちにとっても新しい制度ゆえに、「何を相談すればいいのか」「どのように聴いてくれるのか」と、相談のイメージがもてていない状況にあると感じています。子ども会議の中で、「相談室では敬語を使うのか、ためぐちでいいのかも悩んでしまう」といった声が聞かれました。また、遊び広場では「携帯電話はもっていないから電話ができない」「電話をする時は親に言わなければいけない」という声もありました。子どもたちと直接出会い、話を聴く中で、相談につながるまでのハードルが私たちの想定以上に大きいことを実感しています。

まずは救済委員会の存在を知ってもらい、「ちゃんと話を聞いてくれた」「秘密を守ってくれた」と子どもたちから信頼される場所になることが重要だと考えています。そのためにも、子どもたちの中に出向き、顔の見える関係づくりを進めていきたいと思っています。

さつき



子どもたちの声を形に

7月に相談受付が始まるにあたり、子どもの権利条約第3条『子どもにとって最善の利益』を第一に、たくさんの準備を重ねてきました。

子どもの権利救済委員会を子どもたちに届けたい、その思いで活動してきました。

子どもたちに出会いに行くと、必ず新しい学びや発見があります。

おとなの私たちには見えていない様々な子どもたちの現状を見せてくれます。

子どもたちが楽しめるように考えた遊びやイベント内容に、毎回楽しんで参加してくれている姿を見て、次はどんなものを作ろうかな、どんな子どもたちと出会えるかな、とわくわくしました。「楽しかった!」「また来てね」と子どもたちから言ってもらえることが本当に嬉しかったです。

子どもたちの周りには、たくさんのおとなが居ます。

でもおとなの私たちも感じるように、子どもたちにも、近くの人だからこそ言えない気持ちや悩みがあると思います。

子どもたちが誰かに話したいと思ったとき、私たちのことを思い出して、少しでも思いを打ち明けてくれたらと願っています。

子どもたちの声や想いを、取り入れ続けていくこと。

子どもたちが必要とする、子どもたちの手が届くもの。

目まぐるしく変化する時代、そんな時代とともに変化する今の子どもたちの在り方に沿った相談場所であり続けたいと、心から思っています。



りよ

せんなんし
泉南市の子どもたちへ
みんなからたくさん元気をもらいました😊
ありがとう🌸
また一緒にあそぶことを、
たのみにしています💎

“あした”が来ることが怖くなくなるように

「子どもの権利」と言われても、自分の生活の中で何が権利なのか、それはどうやったら使えるのか、なかなかイメージできないですよ。私もそうでした。

でも、世界中で子どもの権利を守ろうとする動きがあり、「子どもの権利条約」という世界の約束ごととして決まったのが、もう 37 年前のことです。

泉南市でも、今から 13 年前に「子どもの権利に関する条例」という名前で、市全体で子どもの権利を守るための約束ごとが作られました。

みなさんは、この条例のことをどれだけ知っているでしょうか。泉南市に住むおとなたちは、どれだけ理解してくれているでしょうか。

私たち子どもの権利救済委員会の相談員は、みなさんの「なんでやねん」「いやなことがあった」「聞いてほしい」「助けて」といった“思い”を聞かせてもらう存在です。

ゆっくりと話を聞いて、その子にとって何が一番いいことなのかを、一緒に悩んで考えます。

もちろん、すべてが上手くいくとは限りません。でも、子どもには生まれながらにたくさんの権利があることを、泉南の子どもたち、おとなたちに伝えて、理解を広げていくことも、私たちの大きな役割です。

みなさんが、子どもの権利が守られていることで安心でき、子どもの声を大切にしてくれるおとなたちもいることで、泉南市全体が「子どもにやさしいまち」になっていくよう活動を続けます。

すべての子どもたちが「あした”が来る”ことが怖い」と思わなくていい未来をつくるために、今のみなさんの声を大切にしたいと思います。

すばる



資料 4

泉南市子どもの権利に関する条例等

資料4の1. 泉南市子どもの権利に関する条例

○泉南市子どもの権利に関する条例

平成24年10月1日条例第26号

泉南市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 目的と基本原則（第1条—第3条）

第2章 「子どもにやさしいまち」の推進（第4条—第14条）

第3章 子どもの権利の救済（第15条—第17条）

第4章 条例の実施と検証（第18条・第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

泉南市に生まれ育つすべての子どもが、「生まれてきて良かった」と心から思える「子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）」を実現していくため、この条例を定めます。

この条例は、「子どもにやさしいまち」を実現していくにあたっての原則と具体化の方向について、可能な限り明らかにしようとするものです。

この「子どもにやさしいまち」の実現を、ユニセフ（国連児童基金）は世界のすべての国と都市に呼びかけています。「子どもにやさしいまち」は、国連が1989年に採択した児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づいて、市と市民が手を携えて、みんなで子どもの権利を大切にする「まち」です。

子どもの権利条約は、すべてのおとなに「子どもの最善の利益」を第一に考慮すること（条約3条）を求めています。そして「子どもの最善の利益」は、まず子どもの意見を尊重すること（条約12条）を通して具体化することができる、としています。

そこで、この条例の検討にあたり、泉南市の小学生が次の「泉南・子ども・憲章」を起草しました。

私たちは 泉南の子どもです。

私たちは、子どもの平和のために3日間かけて話し合いました。

私たちは、泉南の自然が多くて、元気なところが、好きです。

そんなまちが好きだからこそ、私たち子どものことを大切にしてください。

おかあさんやおとうさん、おうちのひとへ

家庭の中で暴力（DV）や虐待はないですか？

おとなの都合や事情で私たち子どもを巻き込む前に

私たち子どもの気持ちを理解してください。

私たち子どもの心や身体を傷つけないでください。

私たちもがんばりますから、自分で選んで、自分のペースですごさせてください。

どんな苦労があろうとも、笑顔がある家庭を子どもといっしょに、つくってください。

学校の先生へ

学びやすく、ひとりひとりの意見を大切にする、居心地のよい学校にしてください。

いじめのことを相談できる先生や場所を増やしてください。

いじめられている子どもを助けることができる学校にしてください。

いじめがなく、仲の良い学校（クラス）をいっしょにつくりましょう。

まちのおとなへ

子どもたちのために、公園の遊具を減らさないでください。

きれいで、安全なまちにしてください。

子どもたちも泉南のまちをよくしたいと考えていることを知ってください。

私たちの気持ちをきくときに大切にしてほしいことは

話を途中でさえぎらないで最後までちゃんと聞いてください。

きいたあとは、やさしく接してください。

すぐに評価するのは待ってください。

私たちは、他のひとの気持ちや意見をきくことも大切にします。

この泉南の子どもたちからのメッセージを読んで、あらためて思い起こされるのは、2002年5月、国連子ども特別総会に世界から集まった374人の子どもたちが書き上げたメッセージです。それは次のように訴えています。

私たちは世界の子どもです。

私たちは子どもにふさわしい世界を望んでいます。

なぜなら、私たちにふさわしい世界は、

すべての人にふさわしい世界だからです。

私たちにふさわしい世界では、

子どもの権利が尊重されています。搾取・虐待・暴力はありません。

もう戦争もありません。必要な保健ケアが提供されます。

HIV／エイズがなくなります。環境が守られます。

貧困の悪循環はありません。教育が受けられます。

子どもたちが積極的に参加することができます。

私たちは問題の根源ではありません。私たちは問題解決に必要な資源です。

私たちは支出ではありません。私たちは投資です。

私たちは単なる若者ではありません。私たちはこの世界の市民なのです。

おとなのみなさんは私たちを未来と呼びます。

けれども、私たちは「いま」でもあるのです。

(参照：「私たちにふさわしい世界」日本ユニセフ協会訳、抄)

泉南の子どもたちの言葉は、世界の子どもたちの言葉と響きあっています。

子どもたちの声に耳を傾け、その思いを受け止め、さらに対話を深め、そうして子どもと、おとなとが、互いにパートナーとして、「子どもにやさしいまち」を実現していくため、この条例を制定します。

2025年3月、再びかけがえのない生命と尊厳が喪われることがないように、改めて子どもの権利が擁護、救済されるまちをめざし、条例を改正します。この条例とともに育ってきた子どもや若者たちが、前文を書き継ぎました。

私たちは12年間を条例のある泉南で過ごし、
子どもの権利と出会い、ともに育ってきました。

私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。

「どうにもならないこともあるけれど、
人に助けを求めるハードルが低くなった。」

「子どもの権利に後おしされて、新しい自分をみつけた。」
子どもの権利はやさしく心づよい存在です。

「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」
だからこそ、認め合える人と人とのつながりを、ひろげていきたいです。

——権利とともに 私たちとともに——

第1章 目的と基本原則

(条例の目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づいて、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくため、その基本となる原則及び具体化の方向について定めるものです。

2 この条例の目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子育てと子育てを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「子ども」とは、本市に住民票を置く人のほか、本市に住んでいたり、本市で学んでいたり、何らかの活動を本市で行っている原則として18歳未満の人をいいます。
- (2) 「市民等」とは、本市に住民票を置く人のほか、本市に住んでいたり、本市で働いていたり、何らかの活動を本市で行っている人をいいます。
- (3) 「子ども施設」とは、原則として児童福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する児童福祉施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子ども

の保育、教育、文化及びスポーツ等に直接かかわる社会施設のことをいいます。

(子どもの権利の尊重)

第3条 子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。

2 市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません。

3 市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします。

4 市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。

第2章 「子どもにやさしいまち」の推進

(子どもの意見表明と参加)

第4条 子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分に何らかの関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。

2 市は、前項に基づいて、さまざまな場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう必要な施策を実施します。

3 市民等は、子どもの意見表明と参加について、これを積極的に理解して尊重し、支援していくなかで、子どもの最善の利益を不断に実現していくよう努めます。

(せんなん子ども会議)

第5条 市は、前条に基づいて、せんなん子ども会議を設置します。

2 せんなん子ども会議は、小学生、中学生、高校生その他の子どもにより構成します。

3 せんなん子ども会議は、子どもにかかわる事項について、市に対して意見を表明することができます。

4 市は、前項によりせんなん子ども会議が表明した意見について、これを尊重するよう努めるものとします。

(子どもの相談と救済)

第6条 子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。

2 市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整えます。

3 子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。

4 子どもや保護者等から相談を受ける立場にある市及び子ども施設は、その相談に際しては、子どものプライバシーの権利等を保護するとともに、子どもの意見表明と参加の権利を尊重し、その子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努めなければなりません。

ん。

(子どもの居場所づくり)

第7条 子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。

2 市は、前項に基づいて、子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等を策定します。

(子どもの権利に関する学習と教育)

第8条 市は、市の職員及び子ども施設の職員が子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって子どもの最善の利益の実現に不断に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。

2 子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として、子どもの権利条約を日々の生活に生かすことができる知識、スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程等に位置付けて実施するものとします。

3 市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会を持つことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習および地域福祉活動等を奨励し、必要な条件整備を図ります。

(親その他の保護者の支援)

第9条 親その他の保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの発達する能力と一致する方法で、子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。

2 市は、親が子どもの養育と発達に対する第一次的責任を共同して果たすことを原則として、前項に定める保護者の権利等を保障するため、保護者との協働に努めるなかで、必要な仕組みの整備その他支援に努めなければなりません。

3 子ども施設及び市民等は、前2項を踏まえ、地域や社会で相互に協力して子育てと子育てを支援するよう努めます。

(子ども施設職員の支援)

第10条 子ども施設の職員は、その職務を通して子どもの最善の利益を具体的に実現していくことができるよう、必要な支援を受けることができます。

2 市は、前項に定める支援を子ども施設の職員に適切に提供することができるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

(せんなん子ども支援ネットワーク)

第11条 子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています。

2 市は、子どもが前項に定める支援を受けることができるよう、せんなん子ども支援ネットワークを組織します。

3 せんなん子ども支援ネットワークは、第1項に定める子ども支援が市及び子ども施設、子どもにかかわる市民等の自主・自発に基づく協働の取り組みとして推進されるよう、相互の情報発信や学習、交流や啓発等の取り組みを行います。

(施設等における子どもの安全)

第12条 市は、子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針等を定めます。

2 市は、前項の指針等に基づいて、所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。

3 市長は、前項のシステムの検証を行うものとし、そのために有識者等により構成する子どもの安全委員会を設けます。

4 市及び子ども施設は、前項で定める子どもの安全委員会の活動に対して、積極的に協力し援助するものとし、

(災害時における子どもの安全)

第13条 市は、台風、地震、津波その他の災害の発生時並びに復旧及び復興時における子どもの安全について、子どもの権利を基盤として、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの参加の権利を尊重するなかで確保するものとし、

2 市は、前項に基づいて、市の防災計画等の検証にあたるものとし、

(泉南市子どもの権利の日)

第14条 市は、子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日とし、

2 市は、泉南市子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事等を計画し、実施します。

3 市民等は、前項の行事等に協力し、又は連携しつつ独自に行事等を工夫するなどして、第1項の意義を具現するよう努めます。

第3章 子どもの権利の救済

(子どもの権利救済委員会の設置)

第15条 市長及び教育委員会は共同して、泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される「まちづくり」を改めて推進するため、第6条第2項に基づいて、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を設けます。

2 市民等は、子どもであるかおとなであるかを問わず何人も、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」に基づき、子どもの権利が侵害されている疑いがもたれるとき、第6条第1項に規定する子どもの権利に根差して救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます。

3 救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません。

(救済委員会の職務)

第16条 救済委員会は、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」が具体的に実現されるよう、次に掲げる事項を自らの職務として担います。

(1) 前条第2項に基づく相談及び救済の申立てを受けること。

(2) 前号の救済の申立てを受け、又は自己の発意により、必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと。

(3) 調査の結果、必要と認めるときは、是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。

(4) 前号を受けて講じた措置について、報告を求めること。

(5) 前各号の内容について、必要と認めるときは、その内容を公表すること。

(6) 子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として、広報及び啓発を行うこと。

2 救済委員会は、第19条第2項の子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等に資するため、子どもの権利条例委員会に協力するよう努めます。

3 救済委員会は、第1項に関する活動の総括等を行い、これについて原則として年次的に、市長及び教育委員会に報告し、市民等に公表します。

(救済委員会に関する市等の責務)

第17条 市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません。

2 前項の施設以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。

3 市長は、前条第1項各号に規定する職務の遂行に必要な補助を行うために、子どもの権利相談員を置きます。

4 市及び子ども施設は、救済委員会の機能が十分果たされるよう、第8条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を実践するものとします。

5 市は、子どもの相談救済に関し、救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

第4章 条例の実施と検証

(条例の実施と広報)

第18条 市は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的に、この条例を実施するものとします。

2 市は、この条例の内容及び前項に定める実施に係る計画等について、これを市民等に広く知らせなければなりません。

第19条 市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します。

2 市長は、前項に定める検証を行うため、子どもの権利に関する識見を持つ有識者と市民により構成する、子どもの権利条例委員会（以下この条において「条例委員会」といいます。）を設けます。

3 市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます。

4 条例委員会は、市民モニターと相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための調査、審議その他の活動を行い、市長に対して必要な報告等を行います。

5 市長は、前項により受けた報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとします。

6 市及び子ども施設は、本条で定める検証の実施にあたって、条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

資料4の2. 泉南市子どもの権利救済委員会規則

泉南市規則第 号

泉南市子どもの権利救済委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市子どもの権利に関する条例（平成24年泉南市条例第26号。以下「条例」といいます。）第15条第1項の規定により設ける泉南市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）の組織及び運営その他救済委員会に関し必要な事項を定めます。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によります。

(設置等)

第3条 条例第15条第1項の救済委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長及び教育委員会の附属機関として設置します。

2 救済委員会の委員（以下「救済委員」といいます。）は、人権、教育、福祉等の子どもの権利に関わる分野において識見を有し、第三者として独立性を保持し得る者のうちから市長と教育委員会が委嘱します。

3 救済委員の定数は、3人以内とし、その互選により代表委員を定め、代表委員に事故があるとき又は欠けたときは、代表委員があらかじめ指名する代表代行委員がその職務を代理します。

4 救済委員の任期は、2年とし再任を妨げません。ただし、任期は、連続して6年までとします。

5 救済委員は、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他条例第15条第3項に照らして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、職を解かれることはありません。

6 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を離れた後も同様とします。

7 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

8 救済委員は、地方公共団体の長若しくは議会の議員、国会議員、政党その他の政治団体の役員又は市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

(会議)

第4条 代表委員は、条例第16条の職務を救済委員の合議により行うため、会議を招集し、その議長となります。

2 条例第16条第1項第3号及び第5号の実施は、救済委員全員の一致によることを原則とします。

(相談)

第5条 条例第16条第1項第1号の救済委員会への相談は、条例第17条第3項の子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）が受け付けるものとします。

2 相談員は、救済委員会の職務を補助するため、救済委員会の指示を受けて必要な役割を担うものとします。

(救済の申立て)

第6条 条例第16条第1項第1号の救済の申立ては、文書又は口頭で行うことができます。

2 前項の規定により文書で救済の申立てを行うときは、子どもの権利救済申立書により行います。

3 第1項の規定により口頭で救済の申立てを行うときは、相談員が当該申立ての内容を口頭申立記録書に記録し、受け付けるものとします。

(調査の実施)

第7条 救済委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、市及び子ども施設に対し、調査を実施するものとします。

2 救済委員会は、前項に定めるもののほか、子どもの権利が侵害されていると認められるときは、自己の発意に基づき、市及び子ども施設に対し、調査を実施するものとします。

3 救済委員会は、調査の実施を決定したときは、調査の対象となった市及び子ども施設（以下「調査対象機関」といいます。）に対し、調査実施通知書により通知します。

4 救済委員会は、救済の申立てが当該救済の申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われたときは、当該子ども及びその保護者の同意を得て調査するものとし、その同意については、同意書により得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、救済委員会が特別の必要があると認めるときは、この限りではありません。

5 救済委員会は、調査すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の事項に関する調査をすることができません。

(1) 裁判所で係争中の事項又は判決等があった事項

(2) 不服申立てがなされた事項又はその裁決のあった事項

(3) 市議会に対して請願又は陳情がなされた事項

(4) 救済委員の身分に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査をすることが適切でないと救済委員会が認める事項

6 救済委員会は、前項の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書により、救済の申立てをしようとする人（以下「申立人」といいます。）に対し、理由を付してその旨を通知します。

7 救済委員会は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止することができます。

この場合において、救済委員会は、調査中止通知書により、申立人及び調査対象機関に対し、理由を付してその旨を通知します。

8 救済委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼するよう市長に求めることができます。

(調査の結果の通知)

第8条 救済委員会は、申立人及び調査対象機関に対し、前条の調査の結果を調査結果通知書

により通知します。

(勧告等及びその報告)

第9条 救済委員会は、調査対象機関に対し、条例第16条第1項第3号に規定する勧告等を勧告等通知書により通知します。

2 市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会に対し、必要な是正等の措置又は是正等の措置を講じることができない

ときは理由を付して、是正措置等報告書により報告しなければなりません。

3 前項の施設以外の子ども施設は、救済委員会に対し、必要な是正等の措置又は是正等の措置を講じることができないと

きは理由を付して、是正措置等報告書により報告するものとします。

(身分証明書の携帯等)

第10条 救済委員は、条例第16条第1項第1号及び第2号に規定する職務を行うときは身分を証する証明書(様式第1号)を携帯し、請求があったときは提示しなければなりません。

2 相談員は、身分を証する証明書(様式第2号)を携帯し、請求があったときは提示しなければなりません。

(庶務)

第11条 救済委員会の庶務は、子ども政策課において処理します。

2 救済委員会の庶務を担う職員は、救済委員会の独立性を尊重し、救済委員会の職務に関して必要な補佐を担うものとします。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1年次報告 資料集

(2025. 4. 1~12. 27)

泉南市子どもの権利救済委員会

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号 泉南市役所内

TEL. 0120-25-1007 (相談専用ダイヤル)



日々の活動やお知らせは
ホームページをご覧ください



2026. 3. 22

第1年次報告会資料